

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第三十四号

平成二十七年八月二十一日(金曜日)

午後十時二十三分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君
理事 赤枝 恒雄君 理事 後藤 茂之君
理事 高鳥 修一君 理事 とかしきおみ君
理事 松野 博一君 理事 西村智奈美君
理事 浦野 靖人君 理事 古屋 範子君
理事 大岡 敏孝君 理事 大串 正樹君
加藤 鮎子君 木村 弥生君
小松 裕君 白須賀貴樹君
田中 英之君 谷川 とむ君
豊田真由子君 中川 俊直君
中谷 真一君 長尾 敬君
丹羽 雄哉君 橋本 岳君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
前田 一男君 松本 純君
松本 文明君 三ッ林裕巳君
宮川 典子君 村井 英樹君
阿部 知子君 大西 健介君
岡本 充功君 中島 克仁君
長妻 昭君 山井 和則君
足立 康史君 井坂 信彦君
牧 義夫君 伊佐 進一君
輿水 恵一君 角田 秀穂君
高橋千鶴子君 堀内 照文君

政府参考人 矢野 康治君
(財務省大臣官房審議官)
政府参考人 樽見 英樹君
(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)
政府参考人 香取 照幸君
(厚生労働省年金局長)
参考人 水島藤一郎君
(日本年金機構理事長)
厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

委員の異動

八月二十一日

補欠選任 新谷 正義君 宮川 典子君

同日 田畑 裕明君 前田 一男君

同日 前田 一男君 中谷 真一君

同日 宮川 典子君 新谷 正義君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

八月七日
新たな患者負担増をやめ、窓口負担の大幅軽減を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第三七五〇号)

全てのウイルス性肝臓炎・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願(阿部知子君紹介)(第三七五一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三七五二号)

同(田中英之君紹介)(第三八四四号)

同(村岡敏英君紹介)(第三八四五号)

同(小島敏文君紹介)(第三八五三三号)

同(西村智奈美君紹介)(第三八五四号)

同(漆原良夫君紹介)(第三八五五号)

同(金子恵美君紹介)(第三八五六号)

同(亀岡偉民君紹介)(第三八五七号)

同(黒岩宇洋君紹介)(第三八八八号)

障害児・者の介護・福祉・医療制度の抜本改正に関する請願(阿部知子君紹介)(第三七五三三号)

同(阿部知子君紹介)(第三七五四号)

同(江崎鐵磨君紹介)(第三八三七号)

介護報酬引き下げを撤回し、国庫負担をふやして利用料と保険料引き下げを求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第三七五五号)

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(田畑裕明君紹介)(第三七五六号)

同(星野剛十君紹介)(第三八四九号)

後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求めることに関する陳情書(若手県二戸郡一戸町一戸字越田橋二四の一五 平井郁子外九十五名)(第二二〇号)

国民医療の充実・向上に関する陳情書(長崎市茂里町三の二七 藤本恭)(第二二二号)

雇用環境の整備に関する陳情書(東京都世田谷区世田谷四の二の二七 上島よしもり)(第二二三号)

障害福祉施設等の整備促進等に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一 高島なおき)(第二二四号)

生活保護の住宅扶助基準及び冬季加算の引き下げに反対することに関する陳情書(東京都新宿区四谷一の二 石橋修)(第二二五号)

地域医療体制の充実確保に関する陳情書外一件(札幌市中央区北一条西二 鈴木健雄外一名)(第二二六号)

地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置等に関する陳情書(長崎市桜町二の三五 毎熊政直)(第二二七号)

発達障害の就労支援に関する陳情書(大阪府箕面市外院三の二の九 宇井一)(第二二八号)

労働基準法改正案の国会での慎重な審議を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三 三宅弘)(第二二九号)

労働時間規制を緩和する労働基準法等の一部を改正する法律案に反対することに関する陳情書(熊本市中央区京町一の一三の一 馬場啓)(第二三〇号)

は本委員会に参考送付された。

八月十八日

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員等に関する陳情書(岐阜市葦田南二の一 足立勝利)(第二一八号)

医療費助成制度の充実強化等に関する陳情書(盛岡市内丸二の二 金沢陽介)(第二一九号)

患者の理解力・判断力が不足している場合、代理人の同意により、適切な治療を受けさせることのできる法制度の確立に関する陳情書(三重県鈴鹿市桜島町六の九の二 川井和子)(第二

二〇号)

同日 補欠選任 田畑 裕明君

同日 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

同日 辞任 補欠選任 中谷 真一君

同日 辞任 補欠選任 田畑 裕明君

参考人出頭要求に関する件
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本年金機構理事長水島藤一郎君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官谷脇康彦君、財務省大臣官房審議官矢野康治君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官樽見英樹君、年金局長香取照幸君の出席を求め、説明を聴取いたします。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大岡敏孝君。

○大岡委員 自民党の滋賀県第一区選出、大岡敏孝でございます。

今回は、質問の機会をいただきましたので、確定拠出年金法等の改正案につきまして、謹んで質問をさせていただきます。

まず、今回の法律案は、確定拠出年金、つまり、掛金を一定に定めて自身の責任のもとに運用をし、老後に一定の給付を受ける年金、これはDCとも言われておりますが、このルールや仕組みを改善しようとするものでございます。このDCと比較をして、日本でなじみのあった、勤続年数あるいは給料などに基づいて退職後に企業年金を受けたりあるいは退職金を受けたりするものは、確定給付年金、DBというふうに言われております。

さて、そこで、今回の法案は、要約したものをお手元の資料①に示しておりますが、確定拠出年金、DCにつきまして、利便性の充実や対象の強化を進めています。この大きな視点からの狙いは何でしょうか、教えていただきたいと思っております。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。
今回の法案でございますが、働き方の多様化あるいはライフコースの多様化といったものが進む中で、企業年金の普及促進、拡大を図ってまいりたいということで、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援していくということを主眼に置きまして今回の確定拠出年金法等の改正を行うものでございます。

特に、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得の保障を図るといった観点からしますと、今お話のありましたDB、DC、私的年金の加入率を上げていくということが非常に重要であると考えておりまして、本法案では、私的年金の加入割合が相対的に低い中小企業に対して、その実施を促進するための方策、あるいは、老後に向けた国民個人々の継続的な自助努力の支援を進めていくという観点で、個人型の確定拠出年金の加入可能範囲の拡大といったような内容を柱とした制度改正をお願いしているところでございます。

○大岡委員 ありがとうございます。
次に、資料②をごらんいただきたいと思っております。今回、加入可能範囲の拡大を進めています。これは大きな改善だというふうに思っています。しかし、ごらんのとおり、働き方あるいは職種、立場等によって拠出限度額がばらばらでございます。国民からすると、仕事をかえる、あるいは立場をかえるたびに拠出限度額が変化するということになりませんが、もう少し国民にわかりやすい仕組みにできなかったのか、理由や根拠についてお話をいただきたいと思っております。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。
今回、個人型の確定拠出年金につきまして対象範囲の拡大を行ったわけですが、これにつきまして、一言で言ってしまうと、制度をつくって以来拡充してきた中で、経緯の中で、

ういった形になったということでございまして、一号被保険者、あるいは企業年金に入っておられない二号の方等々、それぞれの資格の特性に応じて設定をされてきたというのがこれまでの経緯でございます。

現在、今制度改正をお願いしている前の形で申し上げますと、自営業者の方々、第一号被保険者の方につきましては、国民年金基金と共通で月額六・八万円という拠出限度額がございまして、この枠の中で国民年金と共通に御利用いただくという形です。企業年金に入っておられないサラリーマン等の方々、これは現在でも個人型に入れるわけですが、この方々につきましては、ほかの企業年金に入っておられる方、そういった二号の方々が受けておられる税制の優遇と同程度の水準ということで二万三千元というものが設定された。

今回の拡充に当たりまして、それぞれ拡充された方に応じて設定をするということで、例えば今回三号被保険者の方に拡充するわけですが、これにつきましては、厚生年金保険法の考え方で、いわば二階部分、年金の保険料を配偶者の方と共同で負担しているという考え方に立って、企業年金を実施していない方々、今の二万三千元の方々と同じ金額にするという形で設定をしたということでございます。

御指摘の点は我々も一応問題意識は持つておりまして、今回、事実上全ての国民が個人型に入れる形になりますので、それぞれこれまでの経緯もあつて設定してきたということもありまして、税制制当局のお考えもありませんので、今後拡充を図る中では、やはり全体として国民に理解ができるような形で整理をするということ、これは今後の課題としてよく政府部内でも検討してまいりたいと思っております。

○大岡委員 ありがとうございます。
課題は認識しつつ一歩前進しているということ、理解をしたいと思っております。この点につきまして、また後ほどお話をしたいと思います。

次に、限度額のレベルについてお尋ねをします。後ほど、海外の同様の年金との比較あるいは税の話も含めてさせていただきますが、話の流れ上、ここでお尋ねをしたいと思います。

資料⑤、資料⑥をごらんいただきますと、アメリカ、イギリスに比べて、限度額、上限額は低いと考えます。もちろん、一気に上げられないというのには理解できますが、今後、個人や企業が、社員の意識あるいは老後に対する考え方が変化をしていくと、それに応じて十分な備えができるよう、限度額、上限額を引き上げていくべきだと考えておりますが、政府としてどのような考え方でいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○香取政府参考人 今回の制度改正では、相対的に実施率が低い中小企業の方々にできるだけ企業年金を普及していただく、あるいは、今申し上げました個人型についてできるだけ対象を拡大するというところで、できるだけ多くの方に加入をしていただけるような形にするということを主眼で制度改正をいたしました。

現在でも、全厚生年金被保険者のうち企業年金に入っておられる方は四割程度ということですので、ここをできるだけ拡大してまいりたいということでございます。

限度額は、これは私どもも大変重要な課題だと思っております。確かに諸外国、アメリカ、イギリス等ですと、かなり高い限度額が設定されております。

これについては、余り高い金額だと、金持ち優遇じゃないかという議論なんかも出てきてしまいますので、水準の議論というのは、税務当局とも御議論させていただいていますが、なかなか難しいんですが、先ほど、ばらばらになっていっているからそろえていくべきではないかという御議論もありませんし、今後、私的年金といいますが、個人の自助努力で老後を保障するというそのことの重要性というのは高まっておりますので、やはり今先生御指摘のような点も含めて、これからよく政府部内で議論をして考えてまいりたいと思いま

す。

○大岡委員 ありがとうございます。

次に、資料③をごらんいただきたいと思ひます。今回の改正では、年金資産の持ち運び、いわゆるポータビリティが大幅によくなつております。これは大変すばらしいことだと思ひます。

しかし、よく見ますと、特に中小企業退職金共済とのポータビリティは、マルといつても条件つきのマル、あるいはパツとなつてゐるものも見受けられるなど、ポータビリティに大きな課題があります。

また、この表にはありませんが、中小企業の経営者を対象とした小規模企業共済というものがありません。これは意外と知られておりませんので、私自身も中小企業政策に力を入れてゐる議員の一人として、さらなる周知徹底を進めてゐるところでございますけれども、この小規模共済とのポータビリティはどうなつてゐるのでしょうか。

これからは中小企業と大企業との労働移動というのがふえると見込まれておまして、この中小企業退職金共済それから小規模共済との連携やポータビリティをさらに高めるべきだと思ひますが、政府としてどのようにお考えか、教えていただきたいと思ひます。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

今先生お話のありましたように、今回、各企業年金間のポータビリティについては、大幅にその拡充といひますが、移動が可能になるような制度改正をお願いしてゐるわけでございます。

御指摘の中小企業退職金共済でございますが、これは、中小企業の従業員の福利厚生ということと中小企業の振興に寄与するということ、基本的に退職金制度ということになつてございませぬ。

企業年金は、申し上げるまでもなく、公的年金の給付と相まって老後の保障、国民の老後の生活の安定と福祉の向上を図るということで、これは年金制度ということになつてございませぬ。

退職金と年金というのは、一種、補完関係にあるものでございませぬ。

多岐にわたりますが、制度の成り立ち、趣旨が違ふということもございませぬ。これまでは極めて限定的にしか認められてこなかつた。

今回、一部認めることにしたいと思ひます。今二つの企業が合併をする、特に、中小企業退職金共済を持つてゐる会社と企業年金を持つてゐる会社が合併いたしますと、現在ですと、この両者の間では全く別だということに移換ができませんということになりますので、場合によっては、どちらか片一方をその段階でやめる、その段階で一時金でお返しをするといったようなことが起こるということ、そういった形になりますと、退職金の観点から見ても年金の観点から見ても、本来の制度目的が達成できないということになるというところで、こういった御議論を重ねて、今回は、合併等の場合に限つてこういったポータビリティを認めていただくということで、お認めいただきたいということになつてございませぬ。

小規模企業共済でございますが、これも基本的には中小企業退職金共済とたつて同じになりますので、これは、同様の理由から現在では認めておられないということになります。

もともと、企業年金の議論をする中では、やはり退職金と企業年金の関係、いわば退職金の延べ払いのような形で企業年金の設計を、退職金から移行するという形で制度設計をされる企業も多いので、この点は、今後引き続き、先生の御指摘のような点も踏まえて、あるいは現場の企業の方々のニーズも踏まえてやはり検討していかねばいけない課題であると考えておられます。

○大岡委員 ありがとうございます。

次に、マイナンバーとの関係についてお尋ねをしたいと思います。

かつて、いわゆる消えた年金、年金記録の不十分な管理が大きな問題となりました。今さらこのことは是非や責任について言及するつもりはございませぬが、結果として、制度の限界あるいは人

員を含む体制の限界などがありまして、四千億円

の費用をかけたけれども、いまだに四〇%、二十万件が不明という残念な結果となりました。もちろん、回復されたとされる三千万件につきましては、この整合のやり方がずさんではないかという専門家の意見があることも承知しております。

さて、こうした年金の不整合が起きないようにしなければならぬ、そういう視点からは、私は、公的年金はもとより、私的年金についても早急にマイナンバーを導入するべきと考えております。

年金の不整合を起さず、確実に個人個人が自分たちの資産として年金資産を持ち歩ける体制をつくらなければならぬと考えておりますが、公的年金、私的年金へのマイナンバーの導入スケジュールについては、それぞれどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思ひます。

○香取政府参考人 まず公的年金でございますが、公的年金へのマイナンバーの適用につきましては、一応、これまで、今年十月からの番号通知二十八一年一月からの番号の利用開始というスケジュールを念頭に、番号の担当をしております内閣官房とも議論してまいりましたが、利用開始の時期に関しましては、大変申しわけないんですが、今回の年金の情報流出事故がございまして、その原因究明と再発防止といったような状況も確認しながら最終的に判断する必要があると思ひます。現時点ではそういうことになつてございませぬ。

企業年金の方でございますが、これも私も議論をいたしました。二一八年一月のマイナンバー法の施行のタイミングに合わせて導入をするというのは、ちよつとかなかなか難しいのではないかとお尋ねをしております。

これは、導入の可否について昨年来私も検討してまいつたわけでございませぬが、導入に係る各企業あるいは基金の費用負担の問題、それから保守、運用面の負担の問題、それと、今、厚生年金基金が解散プロセスに入つてゐるということもございまして、五年間の特例期間中の解散というも

のが進んでいまして、その実務との関係というものもございまして、今の段階で二一八年一月からの導入ということは考えてございませぬ。

ただ、お話がありましたように、マイナンバーの活用は、企業年金にとつても、手続の簡素化でありますとか記録管理等で利便性の向上が非常に大きく期待できるものでございませぬので、今言つたような問題も今後踏まえて、できるだけ早い段階で導入ができるように検討を進めてまいりたいと思つております。

○大岡委員 ありがとうございます。

大きな一つ目の最後の質問として、今後の企業年金のあり方についてお尋ねをしたいと思ひます。

DB、DC、それぞれメリット、デメリットがあるわけでございませぬが、残念ながら、大企業も倒産をする時代になりました。また、労働移動が起ることに伴ひまして、勤続年数を最大の指標としてきたこのDBの制度に限界が出てきたということも一つの事実としてあらわれてまいりました。

そうした中、もともと労働債権と思はれてきたDBも、それが守られないということが一部事例が出てしまつたわけでございませぬ。

それは、皆さん御記憶だと思ひますが、JALの破綻に伴う年金の減額、これも、もともと退職金あるいは企業年金は給料の後もらいた、したがつて労働債権だと思はれてゐたわけでございませぬが、公的支援をするに当たつて、当時の国民感情あるいは世論の圧力、さらにそれに流された政治の圧力等があつて、労働債権だと思はれてきたDBも削減をされてしまつたわけですね。同様の事例が東京電力でも見られるわけでございませぬ。

さらには、それほど個別の事案ではないんだけれども、似たような話として、厚生年金基金の代行返上も根っこは同じ話だということに思つていませぬ。

そうした時代になつてきたことを受けまして、やはりこれからは、私としては、確定拠出ですか

ら、自分の掛けたものを持ち歩くということによって、会社が潰れようと、あるいは自己都合で退職をしようと、さらにはそういった特殊な事例に遭遇しようと、自分の年金はしっかりと守られるというメリットを持ったDCにシフトをしていくべきではないかと考えておりますが、政府としてどのようなビジョンを持っておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○香取政府参考人 御指摘のように、企業年金は、DBと言われている確定給付型、DCと言われている確定拠出型、二つございまして、もちろん、釈迦に説法でございますが、DBの場合には給付が確定しておりますので、事後的に掛金の変動が生じることになります。その意味では、企業側がより多くリスクを持っている、あるいは企業側がより多く責任を持っているという言い方もできるかと思っております。DCは、それに対して、個人が自分の選択で運用先を指定して、掛金をそこに企業が払い込むという形ですので、いわば個人個人の勘定が確立している制度ということになります。これは両方それぞれ、ある意味ではメリット、デメリットがあるということであるかと思っております。

今回審議をお願いしております法律改正の中では確定拠出にかかわる部分の制度改正が非常に多いわけでございますが、他方で、DB、確定給付型の企業年金の制度につきましては、法律上、今回は手続の緩和等のことしか法律事項はないわけですけれども、実は、これにあわせて、法律を伴わない制度改正として、積み立て不足に対応したいわゆるハイブリッド型の確定給付年金の創設等の措置についても検討しております、私どもとしては、DB、DCそれぞれについて必要な改善を行って、企業あるいは個人それぞれが、いわばその特徴を生かして御選択ができるようにという形でそろえようと思っております。

その意味では、法律改正の事項はDCが多いものですから、DBからDCに全体として移行するかという御質問がよくありますが、私どもとし

ては、DB、DCそれぞれメリット、デメリットがありますし、従来はDBが多かったわけですが、先生御指摘のような、経済変動等に対してよりDBの方が脆弱だというようなこともありますので、そこはそれぞれの御判断で企業なり個人が選べるように、DB、DCそれぞれについて改善を図り、御判断いただく。その意味では、どちらかという立場には政府としては立っておらないこととさせていただきます。

○大岡委員 ありがとうございます。次に、海外の年金制度との比較についてお尋ねをしたいと思います。時間の関係上、三つ通告をしておりますが、一つにまとめてお尋ねをしたいと思います。

資料の④をごらんいただきますと、これはOECDの調査でございますが、海外先進諸国の年金給付水準の比較が載っております。これを、同様の制度を持っておりアメリカ、イギリス、ドイツと日本を比べますと、目立ちますが、この上から四段目の欄に入っております「労働人口の四〇―六五％をカバーする任意の私的年金」という部分が、残念ながら日本は数字が入らないという状況になっております。

これはやはり大きな問題だと思っております、特に日本では、自営業者、中小企業勤務者、それから第三号被保険者が私的年金の実施率が極めて低いというのが現状でございます。このことについて政府としてどのように認識をし、この対応策として、私は、イギリス等が導入をしておりますような私的年金の自動加入制度を導入するべきだというふうに考えておりますが、そうした視点から政府はどのように考えておられるか、教えていただきたいと思っております。

○香取政府参考人 今先生御指摘のありました資料、これはOECDが行っている各国の企業年金制度の比較のデータを用いてつくられているものですが、諸外国でも、公的年金だけでございまして、一定の割合を超えて加入率が高い私的年金はいわば公的年金に準ずるものというこ

とになっておりまして、よく所得代替率のデータなんかを使うときは、普及率の高い、あるいは義務的な私的年金というような概念もあるようですが、そういった原則加入が認められているような私的年金はいわば公的年金に準じて給付とカウントする。そういった意味では、私的年金と公的年金を合わせて考えるという考え方にだんだんなってきたております。

諸外国の場合は、例えば、労働協約で労使が合意をしますと従業員は全員自動的に企業年金に入るという仕組みでありますとか、あるいは、従業員に私的年金に加入することを企業側が義務づけるような制度といった形で、かなり私的年金に対して、より強い形で加入を促進する制度を持ってございます。

日本の場合にはこれをどう考えるかということなのですが、やはり制度のたてつけあるいは労使の慣行といったようなものが日本の場合にはちょっと状況が恐らく違っているんだらうということ、なかなかそこまで強制をするような形で加入を促すというのは、これはもちろん、今後、労使のお考えが変わっていくなり、あるいはいろいろな議論の中でそういう方向は出てくるかもしれないが、現段階ではなかなか難しいだろうということ、基本的には任意で加入をしていただくという制度の中でできるだけ普及をしていけるような形で普及拡大を図っていききたい。

できるだけ普及拡大を図っていくという考え方にはもちろん立っておりますけれども、現時点では、諸外国のようなところまではちょっとなかなか難しいかなというところでございます。

○大岡委員 ありがとうございます。私も決して強制加入と言っているわけではなく、任意のあり方の中で、拒否しない限り自動で加入される、これがイギリスの制度、自動加入と言われている制度でございますが、拒否する権利はもちろんあるわけですし、そこで意思決定はなされるわけでございますので、せめてそのぐらい

のレベルをまずは導入していくべきではないかと考えておりますので、今後これは取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、企業年金にかかわる税のあり方あるいはインセンティブについて、本日は矢野審議官に財務省からお運びいただいておりますので、質問させていただきますが、時間の都合上、通告した二つを一つにまとめて質問させていただきますと思

います。

資料⑤、⑥に示させていただいておりますが、諸外国と比べますと、日本でも年金につきましては掛金を出すときから最終的に給付を受けるときまで大幅な税の優遇を受けているということは私も承知しておりますし、このことは政策的に非常に意味のあることだと思っております。

しかし、この資料をごらんいただければわかりますとおり、やはりアメリカ、イギリス等に比べますと、税の優遇度合いが弱いと言わざるを得ないのが実態でございます。

さらに、実態としまして、日本の生活保護受給者の半分は高齢者ですね。つまり、老後の備えがない方々が生活保護になっている、それによって財政的な支出を余儀なくされているというのが一方の実態でございます。

そこで、経営的な発想から、損して得ると言うのかもしれませんが、やはり税の優遇をさらに広げることによって老後の備えをしつかりと国民にさせていただいて、その結果として、高齢者になったときに生活保護を受けなくてもいいような体制をつくっていくという視点から、せめてアメリカやイギリスと同程度の税のインセンティブによって、年金の奨励を進めて、自助、共助、公助という組み合わせで老後の生活の安定を図り、それを財政再建にもつなげていく。

私は、この財政再建というのもうこれは譲れない一つの大きな目標だと思っておりますが、この財政再建につなげていく上で、経営的な発想でもって取り組んでいくという考えを私は進めるべきだと思っておりますが、財務省としてどのよう

に考えておられるか、矢野審議官に教えていただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年年度の税制改正におきましては、企業年金制度につきまして、働き方の多様化等に対しまして、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するという観点から、個人型DCの加入可能範囲の拡大など、個人の自助努力に対する税制上の支援措置、幾つかなされたところであります。今先生から御指摘がありましたように、年金制度について、損して得とれという大局的な考え方をという御指摘でございますけれども、先般のいわゆる骨太の方針におきましても、個人所得課税全体につきまして、「総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。」ということになっております。今後、政府税制調査会などを含めまして、老後所得保障のための自助努力への支援のあり方、今先生が御指摘のような工夫がでないかといった観点も含めまして、多様な論点を整理していくことになると思っておりますので、まずはその議論を見守ってまいりたいと存じております。

○大岡委員 ありがとうございます。

最後に、全国民の老後の所得の確保のあり方についてお尋ねをしたいと思ひます。

私たち自民党は、公的な年金のみで全国民に豊かな老後まで保障するという考え方はとっておりません。あくまで、公的年金はつましい暮らしに必要なレベル、それから先の豊かさの部分については、自助、共助、公助のベストミックス、ベストバランスでもって実現していくというのが基本姿勢だと認識をしております。

そうした中、年金の安定を確保するために、現在マクロ経済スライドを実施していますね。これは、こししばらく長い目で見ますと、実質的には年金は目減りをしていくわけです。だとすれば、今後はこの私的年金の位置づけは極めて重要になりますし、そのため、国民の意識、とりわけ若い世代の意識の変化、意識の改革が極めて重要だと考えております。

厚生労働大臣として、今回の法案をどのように位置づけておられるのでしょうか。これはゴールなのか、それとも何かを目指しての通過点なのでしょうか。また、今後の国民の老後の所得をどう確保するかにつきまして、国の役割、企業の役割、そして個人の責任についてどのように考えておられるか、最後に大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 まず、今回の改正法案につきましては、中長期的な公的年金の給付調整が進む中で、公的年金の給付と相まって国民の老後所得の保障を図るために私的年金の加入率向上を図ることが重要だということから、企業年金の普及拡大、そして老後に向けた自助努力をしやすい環境を整備していくというのだと思っております。

その上で、急速に高齢化が進行する我が国の老後所得保障のあり方を展望いたしますと、まず国の役割としては、老後所得保障の基本となります世代間の支え合いの仕組みでございます。公的年金制度、これにつきましては、その持続性を確保しながら、将来世代も含めた給付水準の確保に必要な措置を講じつつ、さらにこれを補完する私的年金、これにつきましては、より多くの方が私的年金でカバーされるような必要な環境整備を図ることが挙げられるのではないかとこのように思っております。

そして、企業、そしてまた個人の役割でありまして、さまざま私的年金制度を活用して従業員が安心して働ける環境を整備する、そして個人にとつては、人それぞれ異なる老後生活のニーズに応じ、さまざまな私的年金制度を活用して老後の所得保障に向けた自助努力を行うということを期待申し上げます。

○大岡委員 ありがとうございます。

時間でございますので、質問を終わります。ありがとうございました。

○長妻委員 確定拠出年金法等の改正ということ

で、この確定拠出年金法等ですけれども、いろいろ課題があると思ひます。

資料の八ページ目、企業型確定拠出年金を調べていただきますと、一時金で受け取る方が九四％ということ、例えば六十歳で一時的に一時金で全額受け取る、ほとんどの方がそういう選択をされておられる。これは、本来の趣旨からいって、老後、毎月受け取って、年金として老後の安定に資するという趣旨もあると思ひますけれども、一時金の方がこれだけ多いということは、ある意味では預金の預入金に対する税の優遇、つまり、預金、貯金を優遇する、こういうことになりかねない。これも課題ではないかと思ひます。

もう一つは、これは言うまでもなく、今の公的年金の最大の問題の一つは、無年金、低年金問題。では、この私的年金であるDCが拡大することでそれが本当に解決できるのか。つまり、公的年金のはころびをほったらかしたまま自助努力に過度に頼り過ぎると、問題の本質を見誤る。あくまでも補助的な手段として国民の皆さんが選択するということのような位置づけで考えていただかなければならないと思ひます。

その中で、ちょっと私が気になったのは、今回の改正法案の中に、法律のある条文が削除されておりまして。この理由をお伺いしたいんですが、これまでの条文では、確定拠出年金法、平成十三年施行のものでは、運用の方法を定めている第二十三条では、選択肢の中でいずれか一つ以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならぬと。

資料の二ページ目には厚労省がつくっていたいたわかりやすい資料がありますが、これまでは、一つ以上は元本確保型商品を選択肢として入れないため、こういうことを法律に明確に書いていたのが、それが削除されたことというのは私は腑に落ちないんですが、これはいかなる理由でございませうか。

○塩崎国務大臣 今回の商品提供規制に関する改正というのは、社会保障審議会企業年金部会にお

きまして、企業年金は労使自治のもとに運営されるものであって、DC制度における運用商品提示の基本であります。リスク・リターン特性の異なる三つ以上の商品という規制に一本化をして、あとは基本的には労使の判断に委ねることが望ましいというふうなされたわけでございまして、これを踏まえた今回の措置として、今の御指摘の変更がございました。

制度創設から十年以上経過をいたしましたので、一定程度制度の普及が進んだ現在では、少なくとも国として特定の運用商品をラインナップに入れることを法律上義務づけることまでは必要ないというふうな考えまして、今回の改正案として、このように考えております。

なお、引き続き労使の判断によつて元本確保型の商品を提供することはもちろん十分可能でございます。また、労使の合意がなければ元本確保商品を外すことも逆にできないということとなっております。

○長妻委員 ちょっと説明になっていないのではないかと思ひます。

これは自助努力といつても、過去、遠い過去ではないときの段階で問題があったわけですね、厚生年金基金の運用について。そういう意味では、最低限の歯どめになる条文だと私は思ひます。

例えば十四ページに、これは東京海上日動からいただいた資料でございますが、ここにいろいろ確定拠出年金の選択肢のイメージ図があるんですが、イの一番にやはり元本確保型というのが書いてありまして、どういう方に適しているのかというところ、運用期間がごく短い人。確かに、六十歳とかそれまで掛金を払えるわけで、五十を過ぎたりあるいは四十を過ぎても遅くこの年金に入った方は、株がかなり乱高下したときに元本が割れる可能性も出てくるんじゃないか。そういうような方にこういう商品をきちっと提供するということが法律で義務づけるということが必要だと思ひます。

これは、企業によつてはうっかりして、商品

私も見ましたけれども、元本確保かどうかというのはなかなかわかりづらいですね、私が見ても。そういう意味では、企業が元本確保型がない形だけの選択肢を採用してしまつたときに、従業員はわからないままどれかを選んでしまうということにもなりかねないんじゃないか。

実際に、六ページでございますけれども、これも調べていただくと、今の段階で選択肢は大体十八商品、従業員は大体平均十八の商品を提供されて選んでいるということがありますから、別に十八の中に一つくらい元本確保型が入つていてもそれは大勢に影響ないというか、何か元本確保型が入つていると余り株に投資しないから、まさかこういう考えはないと思ひますけれども、株価を上げるためには余り効果がないから、まあ、そこは落とした方が日本の再興戦略にとつてもプラスじゃないか、こういうことは考えていないと思ひますけれども、なぜ削除したのか合理的な説明がないとちよつと不安になるんですね。それはいかですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、今回これを削除しても、もともと労使自治で、今十八本ぐらいが大体普通だということをおっしゃいましたが、そういう商品提供がなされるわけで、その中に何をを入れるのかというのは、それはやはり会社の社員の皆さん方のお考えを踏まえて労使が決められるわけでありまして、そういう場合に、元本の保証をした商品を入れるべきだということを労使でお決めになれば、当然それは入れて構わないわけでございます。

今回は、要は、政府が特別に何かこういうものを必ず入れなきゃいけないというようにすることを決めるのではなくて、それは労使でお決めをいたしたい方が自然じゃないかということをおっしゃっているわけで、そこは禁止をしているわけでもありませんし、十分これはお話し合いを労使でしていただいた上で、十八本なら十八本入れる中に元本確保商品を入れる場合もあるし入れない会社もあるということが出てきていいということをお

申し上げているわけで、決して何か元本確保商品を入れるべきではないということをおっしゃっているわけでは全くないということでもあります。

○長妻委員 今大臣がおっしゃつたのは、元本確保型商品を入れない会社が出てきてもいいというふうにおっしゃつたんですが、私はそれは思われないんですね。

これは、労使のうちの使の方は、やはり株価を上昇させることが日本経済にとつて大変重要な課題だと考えている使がいたとすれば、やはり元本確保型ということではない商品ライナップした方がいいんじゃないかと。

そして、労といつても、労働組合がないところが大変多いわけですね。今回は、簡易型といつて、従業員百人以下のところにこれを促進するための施策も入つていて、従業員百人以下の企業で労働組合がある企業は一体どのくらいあるんでしょうか。かなり少ないと思ひますね。当然、労働組合がなくとも従業員の代表者と交渉するということが、これも、この委員会でも過去もいろいろ議論がありましたけれども、本当にそれが従業員全体の意思を具現化しているか疑問なケースもあるわけでありまして、これは大臣、考え直していただけないですかね、削除するのを。

とすると、では、今までは、現在はずえこの条文が入つているんですか。現在はなぜ入つているんですか。

○塩崎国務大臣 確定拠出年金を最初につくる際に、私もまだ若手国会議員でありましたが、一緒にやった記憶がございます。当時は確かに、四〇一kといつても誰も知らない、そういう中でこの制度が入れられたわけでありまして、いろいろ議論がありました。ERISA法みたいな法律がそもそもないのはおかしいじゃないか、やはり受託者責任というものを明確にしながらやっというふうなこともあつて、日本型のERISA法を同時に入れるべきだというふうな考え方も持つてこの法律をつくつたという記憶がございます。

す。

それで、この確定拠出年金法を最初につくつたときに、当時はやはりまだいろいろな規制もございました。そして、日本人は、一般的に金融商品による資産運用というのには個人レベルではやりなれていなかったわけですね。そういうことを踏まえて、少しでも混乱が生じないようにということ、三つ以上の提供商品のうち、元本確保型の商品の一つ以上の提供を義務づけたというふうな記憶をしております。

○長妻委員 今の理由は、その当時は日本人は金融商品において資産の運用になれていないということ、今でもなれていないというか、当時と今と、国民の皆さんの金融商品の運用に対するスキルが劇的に上がったのかどうかという、私はそんな立法事実はないと思ひますね。やはり削除するからには立法事実がきちつと説明できなければならぬというの、もう常識でございますので、ぜひこれは修正をしていただきたいというふうに思ひます。

そしてもう一つは、今回、この確定拠出年金に入れる方は、従来もそうなんですけれども、厚生年金に入つておられるということが、企業型DCの場合、条件になる。つまり、同じ企業でも、厚生年金に入つていない、つまり国民年金に追いやられていられる従業員の方は企業型DCには入れないわけですね。

そういう意味で、以前も田村大臣が国会で御答弁されたように、ルール上厚生年金に入らなさいいけないのに入ることができない方が数百万人おられる、こういうことが言われていて、その数百万人の方は、企業型DCになつても、同じ企業に勤めていても、そこには入れない、選択もできないということでございますから、これを進めるのいいんですけれども、そういう数百万人、ルール上厚生年金に入らなさいいけないのに入ることができない方、この対応も本当に急ピツチで進めていただかないといけないと思ひますが、この

進捗状況はどうなつていっているんですか。

○渡辺委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

○塩崎国務大臣 適用拡大の問題を主におつ

しゃつていらっしゃると思ひますが……(長妻委員「いや、適用拡大じゃない。ルール上入らなさいいけない方が、違法で」と呼ぶ)

○渡辺委員長 ちゃんと質問をするんだつたら

挙手してください。ちゃんと捉えていないんだもの」と呼ぶ)まず聞いてください。

○塩崎国務大臣 適用拡大の問題であるならば、これはまず第一歩を進めることになつていて、これからさらにその拡大を広げていこうということをおっしゃっているところでございます。

○長妻委員 ちよつと私はがっかりするんですが、大臣、全然認識ないですね。

適用拡大の話でなくて、田村大臣が国会で、ルール上厚生年金に入れなさいいけない、企業で働いているから、日本国の法律でルール上入れなさいいけないのに入っていない方、入ることができていない方が推計数百万人おられるというふうなことをおっしゃつておられて、その対策、大変重要だと何度も私はこの場で申し上げましたが、大臣、全然認識ないじゃないですか。とんでもない話ですよ。どうするんですか。

○塩崎国務大臣 これについては記録問題のときに随分注目をされたことでありまして、国税との情報共有をして、そしてその対象先、つまり、本来厚生年金に入らなければいけないのに、言つてみれば国民年金に入るように仕向けているような企業が見つけられた場合に、それを見つけるのにはまず国税との情報共有をしていくことを始めています。それに基づいて、一件一件ちゃんと入るように勤めているというのが現状でございます。

○長妻委員 ぜひしつかりやつていただきたいと

思います。

ですから、今回の法律が、自助努力ができる方はほとんどないで、税の優遇もほとんど受けていたと、ただ、自助努力できない人はそのまま放置されるということがないように、こちらの方も、ほころびもきちんとやっていたらいい。

そしてもう一つ、きょうはNISCにも来ていただいで、NISCというのは、内閣サイバーセキュリティセンターという、サイバー攻撃を防御する政府の代表機関だと認識しております。

ちよつとNISCにお伺いするんですけれども、昨日も日本年金機構から、サイバー攻撃に対する対処についての反省点、これが発表されましたが、私の理解では、日本国始まって以来初めて、日本の政府あるいは政府関係機関がサイバー攻撃によって情報がとられてしまった、情報が漏えいした、それが確認された初の事件だと思いますけれども、そういう理解でよろしいんですか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

これまでも政府機関等に対するさまざまな標的型攻撃がございますけれども、今委員御指摘のように、大量の個人情報流出をしたということが事実関係として確認できたというものとしては初めてのものというふうに認識しております。

○長妻委員 今御答弁ありましたが、これは、我が国政府始まって以来初めてサイバー攻撃によって情報が奪取されたという非常に大きい重い事件でありまして、昨日の日本年金機構の報告書を拝読いたしましたけれども、非常に気になるのは、私が見ただけでも、ルールが定まっていなくて、できなかつた、こういう趣旨の記述が二十カ所以上、随所に見られるわけで、ルールがなかつたからやらなかつたんだと言わなければいけません。多過ぎるというふうに考えております。

そういう意味では、一番初動のミスというのが、これも信じられないことですが、五月の二十二日金曜日の夜に、帰る職員が自分のパソコンの電源を切らずに帰っちゃった、切り忘れちゃっ

た。それによって、そこから、翌日の五月二十三日の土曜日、大量に情報が漏えいしてしまつた。つまり、電源を切るというのはルールになつていないわけで、あるいは常識でもありませんから、それを切らないで帰っちゃつたというところから始まつて、非常に、ルールがなくても常識で対応できるところがたくさんあつたんじゃないかと思つております。

そして、大臣にお伺いするのは、確かに日本年金機構はいろいろ問題が今回ありましたが、やはり厚労省も傍観者ではもちろんないわけで、非常に大きな問題があつたのではないかと、責任を感じていただく必要がある。

というのは、厚労省のセキュリティポリシーに違反した事例が幾つかあるんじゃないかと思つていますが、違反した事例というのはあつたんですか。

○塩崎国務大臣 今、セキュリティポリシーに反している例があつたのか、こういう御質問でございます。

結論からいいますと、セキュリティポリシーどおりにやつていないというケースが厚労省においてもあつたと認めざるを得ないと思つております。

このセキュリティポリシーに基づく対処手順書では、統括情報セキュリティ責任者、これは情報政策担当参事官ですけれども、これは、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、NISCです、などの外部からの情報セキュリティの事案発生との連絡を受けた場合には、受け付けの事案を確認して、担当局の課室情報セキュリティ責任者、つまり課長とか室長でございますね、に必要な連絡を行うこととされているわけでありまして、今回の事案では、情報政策担当参事官室から年金局へ連絡が行われておりましたけれども、それぞれ上司への報告、つまり、参事官あるいは課長に速やかにこの報告が行われなかつたという点は、これは反省しなければいけない点であつて、現在は、セキュリティ事案につ

いては上司への報告を当然徹底するというようにしております。

いずれにしても、先生御指摘のように、セキュリティポリシーに反する行為があつたということとは認めざるを得ないというふうに思つております。

○長妻委員 これは私も非常に本場に不可解なのが、五月八日に厚労省がNISCから情報を受けて以降、年金局では、係長一人以外、全然誰とも情報を共有していません。五月二十五日になつて、やつと係長以外の年金局の人間が知るところになつた。Xデーは五月二十日でございます。この攻撃ウイルスで大量に情報が漏えいしたし、その前日には、日本年金機構は五月十九日、高井戸警察署に捜査依頼を出している。それだけ大きなアクションをとりながら、その時点でも係長しか御存じなかつた。

やはり年金局の係長が課長に報告するというのは、もちろん常識で常識ですけれども、これはセキュリティポリシーにも明記されていることなんです。

○塩崎国務大臣 これはお配りをいただいているものにもありますが、NISCの報告書の中にも触れていただいておりますけれども、行政事務従事者、つまり係長です、これがインシデントを認知した場合には、その者が所属する課室長等に報告をし、課室長等の指示に従う、こう明示をされているわけでありまして、当然、係長が上に、課室長に上げて、そして、それがちゃんと対処をしなければいけないということも定められているわけでありまして。

そういう意味においては、厚労省においてもセキュリティポリシーが守られていなかったということも率直に認めざるを得ないというふうに思つております。

○長妻委員 その上で、大臣の責任というのとはどういうふうにお考えですか。

○塩崎国務大臣 これは何度も申し上げてまいりましたけれども、まず、NISCから報告書が昨

日出ました。そして、きのう年金機構の報告書が出て、みずからの目で見たわけでありまして、NISCの方には厚労省の役割についてもお触れをいただいておりますが、今の先生が御指摘になつたような点は、機構の方の報告書からも、読めば明らかかな点があるわけでありまして。そして、きょう夕方、第三者委員会の甲斐中委員会、ここからの報告書が出てまいります。

そういうことを踏まえて、私としても、みずからのけじめをどうつけるのかというところは考えていかなきゃいけないということを前々からもう既に申し上げてまいつておりました。きょう、その三つの報告書が出そうということで、今後、それをしっかりとかみしめて、どのようにけじめをつけるべきかということを考えていきたいというふうに思つております。

○長妻委員 以前に比べて厚労省の年金事務に対する関心が薄れているんじゃないのか、指導も甘くなつていないんじゃないのかというふうに私は危惧をします。

これは、対策費用を保険料で出すのか税金で出すのか、これも実は責任論に直結する話だと思つておりました、私が厚労省に、いかなる哲学を持って保険料と税金、支払いを区分するのか、紙を出してほしいと申し上げましたら、二十五ページの紙が出てまいつたわけでございます。

これは私が民主党の部会で受けた説明と若干違ふは違ふんですが、民主党の部会で受けた説明は、保険料で今回の誤り、ミスの経費を賄うということには、これはあくまでも日本年金機構の問題で、年金の事務の過程で生じて、そこで背負うべき責任であれば保険料で支払うんだと。ところが、税金というのは、これは、消えた年金問題のときの処理経費は税金なんです、保険料じゃないんです。税金で払う場合は、国全体が責任を共有して、国全体、国家全体で取り組むべき問題、そういうときには税金で処理の費用を払う、つまり、厚労省を含め、財務省を含め、政府全体の責任として認識した場合は税金なんだということなんで

私の理解では、そういう範囲で分けると今回は税金でという気がするんですが、大臣はいかがお考えでございますか。

○塩崎国務大臣 これは何度も申し上げてきていることでもございますが、基本的な考え方は、今お配りをいただいたもの、つまり、保険料財源というのは、やはり保険事業の運営に直接かかわる経費、それから税財源は、年金記録問題のときのお話を今いただきましたが、これは国の事務処理誤りによって発生したもので、これに関する経費は国の責任で解決すべきだという考え方で、公費負担という整理をされているわけでありまして。

今回の事案につきましては、先ほどNISCからも、初めての標的型攻撃メールによる個人情報大量流出というケースだということでありますが、今回、先ほど申し上げたとおり、NISCから、それから日本年金機構のみずからの検証、そしてきょう検証委員会から、甲斐中委員会から報告書が午後出てくるというふう聞いておるわけでありまして、今回の事案に係る対策経費の財源については、この検証委員会における責任の所在を含めた検証結果をも踏まえて、全体の業務量の見直しを整理する等々で検討していくべきではないかというふうに思っているところでございます。

○長妻委員 今、初めてということ強調されたんですが、標的型メールということなんですが、NISCにお伺いしますが、政府及び政府関係機関に標的型メールが送られたのは今回が初めてなんでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

政府機関に対するいわゆる標的型メールでございますけれども、これは当然一つだけではないでございます。極めて多数のものが送られてきている状況でございます。

○長妻委員 これはいろいろなところに、様子を探るといえるのか、偵察といえるのか、どこが脆弱性が高いか、こういうのを見ているのかどうかかわり

ませんけれども、そんなような兆候があるのかどうかということだと思えます。

そして、厚生大臣にもう一つお伺いしたいのは、私が最も心配するのはこの一億人のデータなんです。被保険者と受給者のデータ、振り込み先の口座番号も金額も入っているコンピューターデータ一億人分があります。これがやられたら、もう国じゅうはパニックに近くなると思えます。

当然、インターネットには接続していない、専用線で接続しているというわけですが、今はフィジカルな攻撃あるいはUSBによる攻撃等々、いろいろな手段があるわけでありまして、これについて、大丈夫かどうか、ぜひ全面的な点検を。専用線、インターネットに接続していないわけでありまして、だから大丈夫というふうにお答えは返ってくるんですが、私は大変心配でございますので、これは十分点検をしていただくといいことを大臣にお願いしたいと思うんです。

○塩崎国務大臣 これは先生よく御存じのことです。ありますが、今回の年金機構の調査委員会の報告書の中にも、別添資料の四というところに、いわゆる基幹システムと、それから業務で内部処理でやっているインターネットに開かれたシステムと、この二つの系列があつて、基幹システムは、この中の情報を持ち出すときには、今回のように共有サーバーに持ち出すときには、必ず一回外部媒体に移して移すということになっていました。

ところが、共有サーバーに入れたときにはこれはあくまでも一時的であるにもかかわらず、それが残っていた。つまり、ルールはありながら有名無実化していたルールであった。それから、パスワードをかけるということも決まっていたが、これも守られていないものが多々あった、こういうこともありました。

したがって、今回、私どもは、まず基幹システムの中にある国民の年金情報そのものはシステム上守られている。いわゆるウィンドウマシンから

も見るだけであつて、それも生体認証で限られた人しか見られないようになってきている。そして、見るだけで、ダウンロードができるようなことはないというところでもあります。したがって、即座にやらなきゃいけないことは、共有サーバーに仮に入れて、何らかの發送をしないといけないようなときには、もうインターネットから完全遮断をするということがまず第一。

そして、今先生御心配をいただいておりますこの基幹システムについても、どのようにして完全遮断ができるのかということも検討するように指示を出しているところでございます。

○長妻委員 ちよつとよくわからないんです。

私が申し上げているのは、そういう役所の説明ではなくて、一億人の被保険者と受給者のデータ、これが入っている大変重要なコンピューターがあつて、ネットには全く接続されておりません。専用線できりとりをするものでありますけれども、これは専用線といえども、細かい手口は申し上げませんけれども、いろいろな手口によつて、中の記録を書きかえると破壊するとか、別の情報にしてしまふとか、それを奪取するとか、こういうことはあり得るわけで、そういうことがもう絶対にならないという盤石なシステムになっているのかどうか、その漏れを再度チェックしてほしい、こういうことなんです。

○塩崎国務大臣 今回、NISCの報告書の中にも、業務系端末、つまり基幹システム、これから外部通信等々について記述がございます。

そこに、説明とおりの設定となっているというのは、「業務系端末から厚労省統合ネットワーク經由の外部通信は、スイッチ及びファイアウォールにより遮断される設定となっていることをシステム運用者の説明と資料により確認。また、現地において、NISC職員が説明とおりの設定となっていることを直接確認。」ということをしておりまして、今でも安全ではあるというふうにお

ておりますが、先ほど申し上げたように、なお国民の皆様方にもわかりやすく、完全遮断というこ

とをやっているんだということがわかるシステムを検討してみようかということも申し上げているというところは、何度も委員会でも申し上げてきたところでございます。

○長妻委員 全然わかっているんじゃないですかね、大臣。

完全遮断されているんですよ、この一億人のシステムは。完全遮断されているんだけれども、念のために、情報が漏れやすい、書きかえられる、こういう攻撃を受ける脆弱性がないのかどうか再度チェックしてほしいと申し上げているんです。理事長、チェックしていただけますか。

○水島参考人 今回の事案を踏まえまして、当機構といたしましては、今後のシステムのあり方について専門家と交えて検討をしてまいりたいというふうにお考えしております。

その中で、一億人のデータを管理いたしております基幹システム、これについての独立性、それから、お客様のデータを扱う業務を行うシステムのあり方、インターネットとの接続の環境、これにしまして全て見直しを行いまして、あるべき姿を追求するという方向で現在検討を進めているところでございます。

○長妻委員 ちよつと曖昧なんですけれども、私が申し上げているのは、見直すとかそうではなくて、一億人のデータが入っているコンピューターへの攻撃の脆弱性を再度チェックしてほしいということも申し上げているので、これは、委員長、理事会でぜひ政府の統一見解をサーバーで出すように御検討いただきたいと思うんです。

○渡辺委員長 理事会で協議をいたします。

○長妻委員 それと最後に、二十ページでございますが、これは総務省に出していただいた資料ですが、総務省、説明いただけますか。

○二之湯副大臣 提出資料は、委員からの要求を受け、総務省が各府省等の協力を得て取りまとめたものでございます。

提出資料のうち、本人の数が多し上位十の個人情報ファイルにつきましては、本人の数が最も多

いファイルは厚生労働省の雇用保険被保険者台帳であり、次いで警察庁の運転者管理ファイルでございます。

ちなみに、一位の厚生労働省の雇用保険被保険者台帳には一億九千六百万人、二位の警察庁の運転者管理ファイルには八千九百万人、そして、四番目の外務省の、これはパスポートでございますけれども、旅券管理システムファイルには七千五百五十万人が登録されております。

○長妻委員 この際徹底的に政府の調査をしていただきたいと思うのが、私が要請をいたしまして、多くの個人情報が入っているファイルがインターネットと接続されているのかどうか、接続の環境にあるのかどうか、これをお伺いしたんですが、それはいかがでございますか。

○二之湯副大臣 ファイルの詳細が公表されますと外部からの攻撃の対象となるリスクがあるために、公表を差し控えていただきた、こういうことでございます。

○長妻委員 そういうことなんです、これはぜひ、インターネットと接続、あるいはインターネットと、外部と接続できるようなLAN等々、間接的にも、そういうことについて遮断を原則とするというか、基本的には遮断するというようなことをやはりするべきだと私は思うんですが、NISCはいかがでございますか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。昨日政府で開催いたしましたサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、新しいサイバーセキュリティ戦略の案を決定しております。

その戦略案の中で、大量の個人情報等重要情報を持っているそういった情報システムについてはインターネットから分離するという方針を明確に打ち出しているところでございまして、委員の御指摘も踏まえながら政府としても対応していきたいというふうに考えてございます。

○長妻委員 これは早急にやってください。そして最後に、委員長に再びお願いしたいのは、冒頭、確定拠出年金法の改正案で、元本保証の商

品の選択肢の一つ以上という条文が削除されている理由について、立法事実が非常に不明確でありましたので、その立法事実を明確に示すデータ等を含めた資料を理事会に御提出いただければと思います。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○長妻委員 以上で質問を終わりますけれども、やはり、本格的なサイバー攻撃があつて、そして事実、情報が漏えいしてしまつた。我が国初めてであります。

これから安全保障の話というのは宇宙とサイバーがメインになるんじゃないか、こういうふうにおっしゃる専門家もおられるわけで、これからNISCも、予算も人ももうちょっとふやすうな取り組みをして、本当に、我が国の個人情報や、機密性の高い、機微に触れる情報が絶対に漏えいすることがないような対策をぜひとっていただきたい、そして、今回の件では厚労省に、大臣御自身の責任もぜひ明確にさせていただきたいということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 四十分間質問をさせていただきます。

確定拠出年金法、年金について、大きく、法案そのもの、そして今の漏れた年金情報問題、さらに、先日来堀内議員も追及されておられます、再委託によって日本年金機構の業務をされたいた従業者の方々も百十人、二月、三月、二カ月分の給料が不払いになっている、そういう問題についても、非常に重要な問題ですので質問させていただきます。

まず、長妻議員もおっしゃいましたように、元本保証という選択肢が今回削除される。やはり最後の命綱です。老後の命綱である年金、そしてその元本保証、そういう選択肢は、民間の商品ですら選択肢として入っているわけですから。長妻議員の資料になりますが、十二ページ、そして十四

ページ。そして、当然、今の確定拠出年金の法律にも入っています。それをあえて削除する。

先ほど、こういう年金に対する知識や関心が高まったからと。私はそんなことないと思います。それは塩崎大臣は株はかなり詳しいのかもしれないけれども、そんなの、一般の方々、株をやっておられない方も多いし、それはわからないですよ。そういう意味では、何かとどんどんどん株価を上げるために誘導しているのではないかと、疑念を持たざるを得ない。ですから、先ほど長妻委員も立法事実を出せとおっしゃいました。

ぜひとも、少なくとも、この確定拠出年金の法案、問題点は多々あると思いますが、その中でも元本保証を削除する、その部分については修正をさせていただきたいと思つています。それは、やはり元本保証をしてほしいという人は多いと思つています。株は上がるか下がるかわからないから。神のみぞ知る。

それで、確定拠出年金法については後ほど戻りますが、長妻委員に続けるために、きのう出てきたNISCと年金機構の調査報告、これだけ私も読ませていただきました、昨日の水島理事長の記者会見、一時間ぐらいありましたけれども、映像で私は全て拝見をさせていただきました。

長妻委員の指摘と私の指摘は同じなんです、きょう検証委員会の中間報告が出るそうです。その内容は私もわかりません。でも、私の感想を言うならば、最も明らかになったのは、厚生労働省の無能さじゃないでしょうか、塩崎大臣が何もやっていなかったということじゃないでしょうか、この資料を読みましたけれども。

そこで、この資料を見てください。私の配付資料の中の十ページに出ておきますこのパネル、NISCの調査報告書の中の四ページです。ここに黄色くなつておられます、つまり、二十日に端末一台が不正プログラムに感染して、そして、今回の百二十五万件は二十一、二十二、二十三、この三日間なんです。ここが勝負だったわけなんです。逆に言えば、二十三日には既に百二十五万件は流

出しちゃつた。ある意味で終わつちやつたんですよ、この問題は。

塩崎大臣にお聞きします。

塩崎大臣は、この二十三日までにこの事案について監督官庁の責任者としてどういう対応をとられましたか。二十三日までに何をやりましたか。

○塩崎国務大臣 私が二十八日に初めて一報を聞いたということをお聞きの上でお聞きになっていらっしゃると思いますが、当然その時点では私は全く情報を持っていませんでしたので、対応も特にしているわけではございません。

○山井委員 今お聞きになられたとおり、話にならないんですよ。八日に始まつて、二十三日に百二十五万件出ている。でも、全く大臣は二十八日まで知らなかった。これは大臣、被害者だと思わないでくださいよ、そういう官庁の責任者があなたなんです。セキュリティポリシーにもこれは違反しているんですよ。監督官庁なんですよ。

塩崎大臣は知らなかった、知りませんでした、そして、やつと係長が権限審議官や赤澤課長に上げたのが二十五日、全て終わった後。では、二十三日に百二十五万件が漏れるまで、厚生労働省としては、監督官庁としてどういう指導監督をしたんですか、塩崎大臣。

○塩崎国務大臣 これは、きのうの年金機構の報告書にもございますが、手順書に従つた手順はとつてはいたしましたが、残念ながら、しかるべき、上司への報告という大事な手順が抜けていたということがございました。

しかし、例えば五月の八日でも、異常な通信をしている端末を特定して抜線をするという定められたルールは守られていたわけですが、先ほど申し上げたとおり、そのルールだけで全部がうまくいかないというところは結果としても明らかであるわけでありまして、ルールの事前の設定の欠如ということも含めて、さまざま反省すべき点があつたというふうに思つております。

○山井委員 この配付資料十枚目、このパネルに

もありませんように、NISCCの今回の報告でも指摘されています。厚生労働省は、報告・対処手順を整備しているが、連絡を受けた担当窓口から、責任者、課長等の幹部に報告が上がっていないから。

そして、セキュリティポリシーではどうなっているかという点、NISCCの報告書の十五ページ、私の配付資料の十一ページ、どう書いてあるか。先ほど長妻委員の質問にもありましたが、「行政事務従事者が、インシデントを認知した場合に、その者が所属する課室長等に報告し、課室長等の指示に従う」ということがセキュリティポリシーでなっている。具体的に言いますと、この配付資料十一にありますように、機構において発生したインシデントについては年金局の事業企画課長に上げる、そして、NISCCなどからの通知については情報政策担当参事官、情参室の参事官に上げる。

ということは、塩崎大臣、その情報が上がっていないなかつたということは、セキュリティポリシーに違反していたということでしょうか。

○塩崎国務大臣 これは、先ほど長妻委員にも御答弁申し上げたとおりでございます。セキュリティポリシーに基づけば、本来、参事官そしてまた課長が必要な連絡を行う、そして対応すべきでありましたけれども、それを、係長レベルから上がってこなかったがゆえに、やっていないという意味において、ポリシーに反していたということとを率直に先ほど認めたところでございます。

○山井委員 これは深刻です。セキュリティポリシーに違反して、情参室の係長と年金局の係長、二人が情報を抱え込んで十八日間上げなかった。その間に百二十五万件が流出しちゃった。厚生労働省、監督責任を何も果たしていないじゃないですか。何にもやっていないじゃないですか。私はひどいと思いますよ。

五月八日から始まったことに関して、例えば十九日の日には何があったか。この配付資料の後ろ

から二ページ目、十三ページ。機構が、不審なメールの集中攻撃があつて、とうとう五月十九日には高井戸警察署に相談及び捜査依頼をしているんです。これはただごとじゃないですよ。警察に捜査依頼をした、その報告を、機構はきっちり厚生労働省の情参室の係長と年金局の係長に言った。これはもう大問題ですよ。にもかかわらず、二人は上に上げなかった。一人じゃないですよ。年金局の係長だけが上げなかった、ミスった、そうじゃないんですよ。年金局の係長も上げなかった。これは個人の問題じゃないですよ。

もつと言え、配付資料のラストにありますように、十八日間年金局の係長が課長に一言も言わなかったとなつていて、この課に私たちも訪問しました。赤澤課長の目の前に係長が座っているじゃないですか、三メートルのところに。電話一本したらわかるじゃないですか、これは大変なことになつていて、ということぐらいい。

だから私は、参事官や課長に本当に報告しなかつたのか、あるいは、報告しなかつたにしても、横にいるんだから。これは、民間企業だったら、私、厚生労働省、潰れると思いますよ。警察沙汰が起つて、年金情報が漏れているかもしれないという大事件が起つて、その会社や事業所にとつてそんな大問題が起つてお客様に迷惑がかかる、警察に捜査を依頼するようなことが起つて、係長二人がそろいもそろって上司に報告しない。こんな会社、潰れますよ、確実に。あり得ないですよ、それは。それは一日、二日じゃないんですよ、十八日間ですよ、目の前の席にいて。

これは塩崎大臣、年金機構ももちろん私は問題は大いだと思いますよ。でも、私は、年金機構も問題が多いと思いますけれども、十八日間も、おまけに警察に捜査依頼したことまでも上司に上げなかつたという厚生労働省の方がより今回責任は重いと思いますが、大臣はどう思われますか。

○塩崎国務大臣 日本年金機構法の第一条には、この年金事業は、厚生労働大臣の監督のもとで、

厚生労働大臣と緊密に連携をして行うべきと書いてあります。

したがって、先生の今の御指摘は私も全く同じ認識であつて、この問題の根深さというものを、これは年金機構だけの問題ではなくて、年金局側の問題あるいは厚生労働省側の問題としてもしっかりと受けとめて対処をして、この体質改善を図っていくかきやいけないかということを、私も内部も含めて申し上げてきているところでございます。

○山井委員 失礼になるかもしれませんが、これはもう話にならないですよ、こんな重要なことを担当係長二人ともが課長に十八日上げなかつたら。年金だけの問題じゃないですよ。そんな組織は日本じゅう探してもあり得ませんよ、本当に。仕事をやる気があるのか。もつと言え、私は、課長なども知つていて、参事官も知つていて、そのことを知つていたと言っていないんじゃないかという疑念も申しわけないけれども少しは持つておりますが、考えられないじゃないですか、目の前に座つていて、十八日間、これだけの大問題が起つて。

それで、もう一つ重要なのは、NISCCの報告書の、ここにありますように、どう書いてあるか。NISCCは不審メールを解析して逐一厚生労働省に送っているんですよ、対応してくださいと言つて。そして、この一番命じた大問題のメール、五月二十日のメールに関しても、五月二十一日の夕刻に厚生労働省参事官室に提供しているが、ここからが重要ですよ、「これらの解析結果には不正プログラムの接続先に関する情報が含まれていた。NISCCは、対応してください」ということで、接続先の情報も教えているわけですよ。にもかかわらず、係長はそれを課長にも上げていない。これはどういうことですか。

この時点で対応できていたら、百二十五万件全部とは言いませんが、この機構の報告書の、配付資料十二ページ、ここにありますように、ポイント四、五月二十一日、「NISCCの解析結果に基づ

づくフィルタリングを行わなかつた」「(不審URLへの通信の遮断)ができていれば、以降の情報流出が防止できた」。これについても、情参室に來ているんですよ、厚生労働省にまずNISCCからの第一報が來ているんですよ、にもかかわらず、厚生労働省は、微動だに、何にもせずにスルーしているじゃないですか。

塩崎大臣、私、これはひどいと思いますよ。きょう検証委員会がこういう点をどう評価するのか私はわかりませんが、塩崎大臣に違う観点からお聞きしたいんですけども、今回、NISCCは調査報告書を出しました。機構も調査報告書を出しました。検証委員会は出します。なぜ厚生労働省は、自分たちで、ここが問題だった、ここが問題だった、もちろん検証委員会も重要ですよ、全く自己検証、自己反省、自浄能力を示していないじゃないですか。

塩崎大臣、今からでもいいですから、厚生労働省は厚生省なりに、今回、こんな不祥事に対して何にも動かなかつた、監督責任を全く果たさなかつたということに関して、検証委員会の検証だけじゃなくて厚生労働省としても私は検証すべきだと思います。いかがですか。調査して検証すべきだと思います。

○塩崎国務大臣 まず第一に、私どもがまずやつたことは、第三者委員会の甲斐中委員会に徹底検証をお願いするということをやりました。それがきょう夕方出てくるというふうに理解をしているわけでありまして。

一方で、私ども厚生労働省の中も、当然、今回の事案を通じて明確になつた厚生労働省のさまざまな問題、これについては山井議員とそう認識は私は変わっていないと自分で思つておりますが、こうしたことを踏まえた上で再発防止策は当然議論を重ねてきているわけであつて、それは、まとも次第、やはり皆様方に見ていただくと、これは当然のこととしてやらなければいけないと考へております。

○山井委員 申しわけないですけども、旧社保

庁や日本年金機構がやはり非常に問題が多いといふことは残念ながら事実なわけですよ。だからこそ、厚生労働省がきつちりと管理監督、指導するという責務を負っているわけですよ。

だから、私は、今回の漏れた年金情報の問題で一つ明らかにした本場の問題は、その管理監督を全く厚生労働省がやっていたという厚生労働省の無能さ、それが残念ながら明らかになったと思いますが、私が一つ危惧しているのが、何か、年金局の担当者とか機構の担当者とか機構関係者を処分したりして、トカゲの尻尾切りで、あなたたちしつかりしなさいよと言って終わる問題じゃないと思いますよ。

私は今のストーリーを聞いてもらったらわかると思いますが、全く仕事をしていない、全くこれに対して機能を一切しなかったのは厚生労働省であり、その責任者は塩崎大臣ですからね。私はこの事案の中で一番責任が重いのは塩崎大臣だと思われませんが、塩崎大臣は御自分のこの責任についていかが考えられますか。

そして、きょう中間報告が出ます。今までから、検証委員会の結果を見て御自分の給与とか賞与とかいろいろ、そんなことも含めて責任のとり方を決めるとおっしゃっていましたが、最終報告が出るとおっしゃっていませんから、この中間報告をもって塩崎大臣もその責任をとるといふことよろしいですか。

○塩崎国務大臣 これはもう先ほど来申し上げているとおりで、年金機構の業務というものは全て厚生労働大臣の監督のもとでやられるものがあります。それも、ただ監督のもとではなくて、緊密な連携のもとでやらなければいけないと日本年金機構法第一条に書いてあるわけでありまして、当然のことながら、大臣として、監督者としての責任は重いといふことは私は何度も申し上げてまいりました。

そして、けじめについてまた再びお尋ねをいただきますが、これについても先ほど申し上げたとおりであって、きょう、甲斐中検証委員会、こ

がどういふ、厳しい指摘をしていただけるのか、これを踏まえて、今後どういふけじめをつけるべきかといふことを、私としてもそしてまた厚労省としても考えていかなければならないと思っておりますし、年金機構の方も同様に、この検証委員会の報告書を受けて、今後どうすべきかといふことをさらに考えていくことになるというふうには私に理解をしております。

○山井委員 最終報告がいつ出るかわかりませんが、今の答弁で、中間報告が出たら塩崎大臣も御自分の責任、処分を明らかにされると理解をしました。ただ、一つ申し上げたいのは、第三者委員会とおっしゃいますが、この検証委員会の事務局長の方は、すばらしい方ではありませんけれども、厚生労働省の顧問でありまして、厚生労働省の顧問の方がこの検証委員会の事務局長ですから、第三者委員会という言い方は私は当たらないというふう

に理解をしております。それで、今、塩崎大臣、第一条に日本年金機構と緊密に連携をとる。と書いてあつたけれども、日本年金機構側は何と言っているか。係長に連絡したのは、係長でとまつていてと思つていなかった、窓口が係長で、厚生労働省の係長に連絡したら全部上司に行つていてと思つていましたよと言っているわけですよ。当たり前じゃないですか、そんなもの。仕事ってそういうものではないですか、それだけの重要な問題で、どんな組織ですか、担当者

者に連絡したら、上司に一切連絡しない。私は、本場にこれは首をかしげるし、もしかしたら、失礼な話ですけれども、やはり上司まで連絡は何らかの形で行つていたんじゃないかとすら疑わざるを得ないですよ。そんな組織聞いたことありませんから、私、世の中です。

もつとやりたいんですが、時間に限りがありまして、それで、もう一つ、あり得ない話で、堀内議員も今までから取り組んでおられました。日本年金機構の業務を和歌山、大分、福島でやっている百十人の方々の給料が未払いになっておりま

す。配付資料の七ページです。二月分が支払われなかった、そして三月分も払われなかった、百十人分。二月、三月、払われていない。そのことを機構も厚生労働省も三月二十五日には把握しているんですよ。これはもう大問題です。

私、今回、この被害者の従業員の方にもお目にかかりました。そして、これだけ資料もいただきました。入力作業、封入作業、発送作業、本場に現場では、非正規の、それも女性の方々が、安い給料で必死になつて、日本の年金を支えるために、遅い日は十時、十一時まで働いて支えてくださった

ているんですよ。それだけでも私は申しわけないと思ひますよ。おまけに給料二カ月分を払わない。払わないだけでも大問題だけれども、そのことを機構と厚生労働省に三月に言つて、今何月ですか。八月。五月月たつても払われるめどすら立つていない。こんなことがあり得ますか。

機構の言いわけはここに書いてありますよ。受託先企業の問題です、知らないうちに受託先企業が再委託してしまつた、その二人と連絡をとつてください、いや、トンズラしてしまつた、捕まりません、頑張つて捕まえてください。何ですか、それは、やつている仕事は、やつていた仕事は、日本年金機構の仕事ですよ。

だから、私、塩崎大臣に申し上げます。はつきり言つて、二カ月分の給料が入つてくるめどがないんですよ。一般企業でも許されませんよ、そんな話は、でも、これは、日本年金機構の仕事をさされて、今もされている方々ですからね。厚生労働省は知らぬ顔でできるはずですよ、こんなもの。日本の恥ですよ。

それで、塩崎大臣、いつ百十人の方々に賃金を払つてくださるんですか。塩崎大臣、お答えください、いつというのを。○塩崎国務大臣 この件に関しましては、本年三月下旬に、日本年金機構が封入、封緘業務等を委託していただきました会社から、本年四月以降の業務の履行ができないとの申し出があつたことによつて、本年三月末日で同社との契約を解除したとい

うことだと理解をしております。また、機構の方では、同社との委託契約の解除に伴つて、これらの封入、封緘業務等に当たつていた従業員の方も三月末で仕事を失うことになつたために、引き続き勤務を希望される方について、四月一日以降、直接雇用を機構の方でしたものでございます。

今般、年金業務という公的な大事な業務において二カ月分の賃金の未払いという事態が生じたのは、これは極めて遺憾なことであつて、いずれにしても、この賃金不払いという労働基準法違反に対しては厳正に対処するとともに、今後こうしたことが生じないように、委託業者の選定、管理を適切に行つていただくよう機構に対し強く求めていかなければならないというふうにご考へております。

○山井委員 全然厳正じゃないじゃないですか。つい最近の話じゃないですよ。三月から給料を払つてもらえないと言つて、それは困るに決まつているじゃないですか。一カ月分給料が入らなかつたら、皆さん、生活に困るでしょう。おまけに、やつているのは年金業務ですよ、公的な、国家的事業の。全く厳正じゃないじゃないですか。放置しているんじゃないですか。

塩崎大臣、いつ払うのか。これは、私は、年金の信頼にもかかわるし、日本の厚生労働行政の信用にもかかわると思ひますよ。ああ、賃金不払いでいいの、か、そういうふうな思われかねませんよ。これは、単なる受託先企業の話にはなりません。禁止されている再委託を見逃していたのは厚生労働省なわけですよ。

ですから、厳正におつしやるんだつたら、改めて答えてください。めどがいいですよ。いつになつたら払つてもらえるんですか。こんなことを許されていいんですか、賃金不払い。今もその方々は年金の仕事をしていて、いつをめぐりに払われるのか、それぐらい、厚生労働大臣は、もう五カ月もたつていてるんですから、言う責任があるん

じゃないんですか。いかがですか。
○塩崎国務大臣 大変悪質な事案であることは、もう言うまでもないと私も思っています。

ただ、民間の企業の資金繰りや支払いの問題でありますので、いついつまでということをおもいもが申し上げるのはなかなか難しいと思っております。

基本的には、賃金の未払いにつきましては、事業主と労働者の問題であるわけでありまして、労働者保護の観点から、賃金の未払いが生じている事業場で働いている方からの申請に基づいて、未払い賃金立てかえ払い制度というのがあるが、未払い賃金立てかえ払い制度について厚生労働省としては調査を行っているところでございます。

これは、企業倒産に伴って賃金が支払われないままに退職を余儀なくされた方に対して、一定の要件を満たした場合に、未払いとなつていない賃金の八割を、限度がございまして、基本的に八割を国が事業主にかわり立てかえ払いをすることができるといふ制度が、今申し上げた未払い賃金立てかえ払い制度というものでございます。

これを、どういふことができるのか、適用できるのかできないのか、こういったことについての調査は当然行っているわけでありまして、先ほど申し上げたように、あくまでも民間のことであり、また、今申し上げたのは企業倒産になった場合の制度でございますので、今まだそのような事態には至っていないというふうに理解をしておりますので、これはやはり、払える限りは払ってもらいたいことを、労働基準法にのっとって厳正に対処していくというのが、厚生労働省としての当然とらなきやいけな立場でございます。

○山井委員 仕事は、日本年金機構の年金の仕事をやってもらつていらっしゃるんです。全く関係ない話じゃないんです。監督責任というものをどう考えているんですか。そういう悪質なひどい会社を選んだのは、機構であり厚生労働省なんです。おまけに、禁止されている再委託を放置していた

のも厚生労働省と機構じゃないですか。その監督責任をどう考えているんですか。一般的な話じゃないんです。

これは、申し上げますが、昨年の十一月に、余りにも残業が多過ぎる、もう仕事をやってもらえないということで問題になりました。それで会議が開かれました。その場所に、この共栄データセンター、そしてKDCキャリアアコンサルティング、こういう会社の関係者等々も来て議論をしたときに、和歌山の年金事務センターの機構の担当者も来た。その中で、再委託されていることは去年の十一月には知っていたはずじゃないですか。その時点で禁止されている再委託がされているのはおかしいと手を打てば、未払い、二月、三月は起らなかったはずでしょう。

これは機構でも厚生労働省でもいいですが、昨年十一月の時点で再委託されていることを御存じだったんじゃないですか。
○水島参考人 御指摘の点について、私どももいたしまして調査をいたしました。

その結果でございますが、確かに十一月の時点で共栄データセンターの事業主が事務センターに来訪したということは事実だということでございますが、その際、御指摘のような点について会話が行われたということについては、ないということでございます。

○山井委員 私は、元従業員の方々からは、その再委託の話は年金事務センターの和歌山の機構の方にはされたという話を聞きしております。きょう配付することはできなかったんですが、私の手元に、KDCキャリアアコンサルティングの社員の方に、実際、その機構の現場では共栄データセンターという名札で仕事をしているというのとや、さらに、誓約書ですね、KDCキャリアアコンサルティングに雇われるけれども、共栄データの指示のもと働いてください。つまり、これは偽装請負だということなんです。

これは偽装請負じゃないか、違法派遣じゃないかと思えますが、このことは四月に厚生労働省も把握しているということですが、偽装請負ですか、違法派遣ですか、結論は出たんですか、いつ出るんですか。

把握しているということですが、偽装請負ですか、違法派遣ですか、結論は出たんですか、いつ出るんですか。

○塩崎国務大臣 日本年金機構におきまして、共栄データセンターとの連絡を試みておるわけでありまして、連絡がとれておらない、そして、同センターとKDCキャリアアコンサルティングとの関係について直接確認はとれていないというふうに理解しております。

しかしながら、労働者や現場の監督責任者からは、KDCコンサルティングの社員である旨を聴取していたことを確認はできました。本事業についての都道府県労働局の対応については、現在、事実関係を調査中でございます。詳細は差し控えていただくわけでございますけれども、仮に偽装請負や違法派遣の事実が判明した場合には、当然のことながら、これは都道府県労働局において厳正に対処することといたすことになるわけでございます。

○山井委員 本当にゆるゆるですね。三月二十五日にこれは発覚しているんです。五カ月たつていられるんです。十一月にも問題が起つていられる。未払い賃金は払われるめども立っていない。偽装請負の調査もまだ終わっていない。その理由が、会社と連絡がとれない。ここにホームページもありまして、会社はやっていまして、何が連絡がとれないですか、五カ月間も。行ったらいけないですか。何をやっていられるんですか。私は、本当に恥を知れと言いたいですよ。こんなことをやられているから日本の年金の信頼が落ちていくんじゃないんですか。年金の仕事をしている人が賃金を払ってもらえない。それを厚生労働省に言っても、五カ月たつても明らかでない。こんな無責任な話がありますか。

もう時間がないので、これはまた来週水曜日にやりますから、そのときまでに、どうやって未払い賃金を払うのか、ちゃんと回答を聞かせてください。当たり前でしょう、そんなものは。それで、議論がかわります。

確定拠出年金に入りますが、ガバナンス改革の法案、もう時間がないので言いますが、GPIFの株式運用比率二二%を二五%に上げるときに、塩崎大臣は、ガバナンス改革も一体にしないのだめだと言つて、法案も出すと言つたけれども、厚生労働省の年金局の反対に遭つて頓挫している。もう、国会は九月二十七日ですよ。年金部会を開いて検討すると言つても、年金部会なんか開かれるめどはないじゃないですか。ガバナンス改革の法案を今国会で出すんですか、出さないんですか。そのことを、この確定拠出年金の法案の審議の最中には明言してください。それぐらい言つてください。賛否に影響します。

それと、GPIFがどんだん、八兆円、四%ぐらいい、この間、国内株式を買いましたが、三月末で二二%買いました。六月末で二三、四%にいつているんじゃないかと推定されていますが、六月末でのパーセンテージは八月末に発表されます。昨年は八月二十九日。

これももし二三、四、五にいつたら何が問題かという、ベンチマーク、中心値は二五%です。今、GPIFが国内株を買つたら、今度は売りに出ないとだめかもしれないんです。そうしたら株が落ちてしまうかもしれないんです。これは非常にセンシティブな問題です。

つまり、何が言いたいかというと、確定拠出で、確定給付じゃないですよ、確定拠出で、株買え、株買えと言つている割には、今、GPIFで国内株式の運用比率を上げて、官製相場場で株価を押し上げていられるんですよ。企業実態以上に株が上がり、おそれがある。そういう意味では、六月末で何%まで国内株式がいつていたかというのは非常に重要な情報ですので、これも審議が終わるまでにぜひ出していただきたい。できれば来週水曜日に木に出していただきたいと思うんです。

ガバナンス改革はどうするのか、そして、法案を出すのか出さないのか、もうそろそろ言つてください。それと、この六月末のGPIFの国内株式の割合はいつ発表するのか。塩崎大臣、お答え

かもしませんが、ちゃんとそれは、延ばすなら延ばす、その間にこれをやるんだということがあるのか。お願いします。

○榊見政府参考人 これは六月の予算委員会での甘利大臣の御答弁でございますけれども、原因究明と対策、防止策といった、そういう検討の経過を見ながら、予定どおり導入するのか、若干ずらした方がいいのか、検証結果によるものと思っておりますという御答弁をさせていただきます。

昨日、年金機構の方での調査委員会の報告というのが出ました。それから、きょう厚生省の第三者の検証委員会の御報告をいただくということになるというふうな承知をさせていただきますけれども、そういったものも見ながら、どういふところを改善していくか、また、それによって、先ほど申し上げましたように、皆様方の不安感というものをなからしめていくにはどうしたらいいか、そういうことを検討した上での判断ということになろうと思っております。

○足立委員 まあこのぐらいにしておきますが、私の趣旨は、検証して対策を打つというのは、私は今回の年金情報問題については結構難しいと思っております、要すれば、簡単に対処できるのであればここまで引きずっていないわけで、年金機構の問題あるいは年金記録の問題は、そう簡単な問題じゃないと思うんですね。

だから、検証して抜本的な対策を打つということでは当然やってくわけけれども、それが、対策が完了して、年金機構あるいは年金情報というものが本当に隆々と、国民の皆様々に安心していただけるような状況になるのはそんな簡単じゃないんじゃないかなと思っております。それから、変にタイミングを、要は、マイナンバー制度の運用について余りひっかけると政治的には引きずる期間が必要以上に延びるんじゃないかなと、別に野党ですから余り心配しなくてもいいんですが、心配しているということでもありますので、これはそれぐらいにしておきます。

のことも含めて、集中審議でまた取り上げさせていきたいと思います。

それから、今回の企業年金の法案の内容に入りますが、きょうは、午前中の質疑を伺って一つちよつと腑に落ちなかったところだけ、ちよつと通告外かもしれませんが、教えて……（発言する者あり）だめ。可能であればですが。

民主党の皆さんが元本保証について取り上げて、あたかも何か塩崎大臣が非常によしまなことを考えていて、それで、できるだけお金がマーケットに流れるように、本来国民の皆様を守るために必要な元本保証がどうのという規定をあえて削除したという若干乱暴な議論があったんですが、僕はちよつと、実は理解できなかったのは、もし従業員の方が元本保証を望むのであれば、経営者の方は、労使でちゃんと話し合って元本保証を入れたらいいですよ。それで、使用者側は元本保証を入れないでよく何かハッピーなことがあるのかなというのがよくわからなくて、高橋委員に、あるんですねと聞いていたんですけども、ちよつと明確な御答弁がなかったんですが、これは、経営者側にそういうインセンティブ、すなわち、経営者側に、できれば労働者側を、物を言わせずに、元本保証を排除しておく何かモチベーションというインセンティブは働いているんじゃないか。どうでしょうか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。まず、ちよつと事実の関係を整理しますと、今のルールはどうなっているかというところ、DC、確定拠出の場合は、最低三つ以上の商品を提供して、投資教育をした上で加入者が選択する、こうなっております。必ず一つ元本保証型を入れなさいというのが今のルールです。

まず、そもそも、どういう商品を選択肢としてお示しするかということ、労使で相談をして決めるということになっております。もともと、確定拠出法をつくったときの議論でも、先ほど大臣からも御答弁があったように、リスク・リターン特性の分散が行われるよう、商品

は三つ違うものを並べるというのが基本的な考え方、当時からその考え方、今回はそれを少し明確にするわけですが。

そのときに、当時はまだ、いわばこういった金融商品で運用することになれていないということや、長らく国策として貯蓄の奨励ということをやってきたということで、貯蓄以外のそういった資産の管理運用についてなかなかなじみがないということ、必ず一つ元本保証型を、元本保証型というのは、結局、素人的に言うところ定期預金ということになるんですが、入れてあったということ。

今回は、基本的に、それはちよつと過剰規制なので、労使合意でどういう商品を選ぶかということを決めましょう、必ず一個元本保証を入れるというのはやめて、労使の合意に任せるといふにしましょうということ。

この場合、今もう既に動いている確定拠出の中には元本保証が入っている基金があるわけですね。これは、外すためには、除外をしなきゃいけないんですが、この場合には労使全体の合意が必要ですので、今あるものを外すというのは労使の合意がないとできません。なので、これから選択をしてつくる人にそういう規制はかけませんという意味なので、そういう意味でいうと、今いる人に不利益とか、意思に反して元本保証が選択できなくなるということはありません。

あと、元本保証を入れることそれ自体に企業側にメリットがあるかどうかということですが……（足立委員「入れないことですよ」と呼ぶ）入れないこと、企業経営上あるいは福利厚生上の観点からすると、そこは多分なくて、労使合意の中で、どういうものを従業員側が望むかということとの関係で選択をするということになると思うので、その意味では、あえてそういう方にバイアスがかかる、労使の合意といったときにバイアスがかかる、あるいは使用者側がかかるということは余り考えにくいのではないかと思います。

○足立委員 ありがとうございます。いや、私も、今御答弁いただいたことについて、思いつかないものですか、局長も思いつかないということであれば、きつとないんだらうなということ。

どうしても、午前中の審議にもありましたが、何か、経営者は悪いやつだとか、大企業は悪だとか、アメリカは陰謀か何かしているとか、そういういわゆる広い意味での陰謀論というのが国会にはたまにあるわけですが、陰謀論に基づく議論というのは非常に軽薄でありますので、もつとリアルズムというか、実態に即した議論をやっていくことが本当に大事であると思っております。

そういう意味では、今、この点についても、別にその規制をあえてそこで続ける必要はもうないのかなと私は感じているところであります。法案全体については、浦野委員もまたこの後質疑されますが、私は全般的にすばらしいと思っております。実は、この企業年金は、先ほど大臣からも御紹介がありました。私も経済産業省の経済産業政策局というところで役人をやっていたときに、大臣も本当にお若くいらつしやつて大活躍を、今でも活躍されているわけですが、当時、長勢甚速先生がいらつしやつて、一生懸命の方でやっていたら、我々、経産省に、特別に、企業サイドの、そういう労働問題というか年金とかをいろいろ見る部屋をつくりまして、そこに山田宗範さんという私の先輩、副大臣もよく御存じだと思っております、実は当時、もつと若い時代ですけども、直接お話しして、私もその仕事を同じチームでやっております。

だから、四〇一五というのは本当に自分の職業生活の一つのページになっているものから、この分野がこうして発展してきているというのはすばらしい、ちよつと何かしんとしています。本当にそう思っているわけでありまして。ただ、今回の法案に当たって、大臣にもぜひはつきりと申し上げていただいた方がいいんじゃないかなと私が思うのは、法案の趣旨にもあるように、

これはやはり、マクロスライドを初めとして、公的年金が目減りしていく流れはあるわけでありますので、それを補完する形で企業年金を充実させていこう、これが国民会議も含めた一連の政府の大きな方針である、こう思っているわけです。

すると、いわゆる公助、共助、自助という議論でいったときに、公的保険が仮に共助だとすれば、この企業年金というのが自助的な性格が強いとすると、年金分野における政策の方向が、共助中心から、より自助を重視するというか、自助のウエートが大きくなると捉えていいんじゃないのかなと思うんですが、大臣、それはそういうことではないでしょうか。

○塩崎国務大臣 今お話があったように、公助、共助、自助という分類を仮にした場合にどういふ色分けに今回の法改正はなるのか、こういうことではありませんけれども、これはもう言うまでもなく確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、広げる、それから小規模事業所の事業主による個人型の確定拠出年金への掛金の納付制度の創設などを行っているわけでありまして、働き方の多様化などに対応して、企業年金の普及拡大を図ること、老後に向けた個人の継続的な自助努力を行う環境を整備する、言ってみればバックアップする、こういう目的だということに理解をしております。

企業年金制度などは、拠出時、運用時、そして支払いのとき、それぞれ税制面で支援をしているわけでありまして、今回、これは、老後所得確保に向けた自助努力のインセンティブとなるように、いわば自助の支援をするという位置づけというふうな理解をしております。

○足立委員 大臣から今御答弁いただいたように、今回の制度はそういうことだと思っておりますが、私がぜひもう一言踏み込んでいただきたいのは、厚労省の、厚労省というか、国の、政府の年金政策全体で見たときに、共助中心であるものが、自助のウエートがふえる、要は、共助から自助というウエートの変化が政策論としてある、あるとい

うか、私はあると思うんですが、それははつきりあると言っているんですね。言っているんですね。うか、ちょっと局長、事務的にはどうですか。

○香取政府参考人 まず、自助、公助、共助については、プログラム法もそうだったと思えますし、国民会議の報告などでも、自助、公助、共助の適切なバランスの組み合わせで国民の生活を保障するという考え方に立っています。

その意味でいうと、皆保険あるいは皆年金という制度を日本は堅持しているわけですから、いわば社会保険制度に基づく、そういう意味でいえば、共助を中心とした社会保障制度をまず根幹に据えるという意味では、多分、共助がまず基本になるというのでは、そこは、共助というは言ってみれば自助をベースにお互いに助け合うということですから、一種、自助の共同化ということでもあるわけですが、その意味では、共助が中心だという考え方はやはり変わらないのであろうと思えます。

ただ、年金制度については、御案内のように、少子高齢化が進む中で、世代間の負担と給付のバランスをとっていくという考え方で、長期的な持続可能性という観点から、マクロスライドという制度を入れていく。それによって、いわば持続可能性のある、共助の世界での年金制度の保障をするということになりますので、それに合わせて、自助をさらにそれに乗せる形で個人々の努力を支援するということですので、共助と自助の関係は、ゼロサムということではなくて、共助を基本に、やはり自助でできるだけ乗せをすることができるよう、自助努力の御支援を申し上げる、多分そういう整理になるのではないかと思います。

○足立委員 そういう答弁しかできないと思えますが、でも、実際は、あらゆる政府の打ち出している紙を見ても、公的年金のマクロスライド等の適用を背景に公的年金の給付水準が調整されていくという厳しい認識がまずあって、よりそれを補うところの企業年金の役割が大きい、ますます

す大きくなっていくということになっているわけですから、私は、共助を中心とするところを別に否定するわけではありませんが、共助と自助のウエートは変わってきている、こう思うわけがあります。

なぜこういうことを申し上げるかという点、公助、共助、自助ということであると、実は、今は自助の話だけでしたが、公助の話もありますね。すなわち、税がどんどん入ってきている、一体これは保険かと。公的年金はどこまで保険かという議論が別途多分あって、これは時間もないので余り聞きませんが、共助中心であったものが、これから引き続き共助が中心だといえ、自助のウエートを強めていく、あるいは、税をどんどん入れるから公助的性格も強まっていくとすると、本当は共助中心の制度がだんだん崩れていって、両サイドから崩れていっているのが現状。それを別に悪いとは言いませんが、現実はそのような中でそういうふうになってきている、こう思うわけです。

なぜ私がこの点をきょう強調させていただいたかという点、例えば、今回充実させるところの個人型DC、通告の六番目に飛びますが、今でも個人型DCがありますね。これは、個人型DCに入ることができる国民の皆様、有資格者の中で今入っている方はどれぐらいの割合ですか。

○香取政府参考人 今回、適用の拡大をいたしますが、今の、現状制度で申し上げますと、平成二十四年度末で加入することのできる方は約四千万人いらっしゃるわけですが、入っておられる方は、二十四年度末で約十五・八万、二十五年度末で十八・四万ですので、〇・四％あるいは〇・五％、そういう意味でいうと、極めて少ない水準でございます。

○足立委員 結局、政府が、いやいや、共助中心なんだよねと言っているわけで、みんな、自助だとか言われてもよくわからないし、かつ、それが何か、DCだとか個人型だとか何だとか言われるものだから、真面目に時間をとって勉強しない

と正直わかんないと思うんですよ。その結果として、今局長から御紹介をいただいたように、一％もないわけでありまして、気がついた人は使っているけれども、ほとんどの人はその制度の存在さえも気がついていない。まあ、気がついた上で、わかっていた上で入っていない方ももちろんいらっしゃいますよ。

そうだけれども、基本的には、その制度は大変メリットがある制度で、私は、気がつけば入った方がいい、個人的には。もし掛金というかあれをする余裕がある方は絶対入った方がいい、こんないい制度はないというのが実態なんだけれども、政府は共助中心だ、共助中心だと言っているけれども、自助のところに努力をする方が極めて少ないのが現状なんです。

だから私は、やはり、こういう法律を成立させていくに当たっては、これからは自助も大事な時代になっていく、だから自分でよく勉強していただいて、何十万人の方が入る余地があるんだから、入ったらこんないいことがありますよということをもっとも国民の皆様様に制度のリアルなメリットをちゃんと伝えていくべきだと思っております。

もう時間ありませんが、きょうは、午前中、大岡委員も御紹介されたような、イギリスで、自動加入ですか、ああいう話は私は本場に、なぜやらないのかなと思うんですが、これはいろいろあるんでしょう、事務的には、いやいや、まだそれは遠い将来でみたいな感じが多分事務的な現状だと思っておりますけれども、ちょっと勉強不足で、なぜ日本では、英国で行われているような、基本的には自動的にみんなが行われるような制度がとりにくいのか、ちょっと教えてほしいんです。

今回、特にポーランドやイタリアがほぼ完備をされています。あの表を見ると、この法案の中身を見ると、みんな入った方がいい。私は、自分の事務所スタッフにも資料を見せて、法案が成立したらすぐ便利になるからみんな個人型DCをやるといいんじゃないのと言って、みんなにこの制度を紹介

してあります、自分の従業員に。

ところが……(発言する者あり) 使用者、もちろんですよ、それは。もちろんですが、局長、制度的にそれはなかなか難しい、遠い将来というか、課題であるというのは、なぜすぐにこれはできないんですか。

○香取政府参考人 まず、おっしゃる通りに、国によって、日本と同じように任意の形をとっている国と、かなり強制に近い形をとっている国とございます。

任意の形の国ですと、日本が今、二号の方のうち三階部分、企業年金がある方が三五%程度ですが、大体四〇とか四五とかその程度。アメリカとか、お話のあつたイギリスとか、強制的な措置を講じている国ですと、八〇%くらいになります。

多くの場合は、一つのパターンは、労使協約を結びますと、いわば労使協約の効果が従業員全員に及ぶ、例えば、労働組合がオーケーと言うと従業員全員が自動的に入るという仕組みをとるといふ国がございます。もう一つは、事業主側に本人が拒否しない限りは入れさせる義務があるという形で、事業主に義務をかける、イギリスのスタイルはこのスタイルですが、みたいなことをやっていきます。

日本の場合ですと、例えば、労働組合と契約すると自動的に全員入るといふのは、労使のいわば慣行がかなり日本とは違う、職制なんかも多分違うんだと思うんですが、そういう要素がありますし、後者の場合には、かなり企業側に義務づけをかけることになってますので、それは、一つは、労使合意という意味でいうと、そこまでの形が労使でとれるか、あるいは、従業員側自身がいわば強制的に入らされるという形になりますので、そこをどう考えるかということもあります。

もちろん、そういった形である程度、強制とは言わなくても、自動的に入るような形というのは制度的には考えられるんですが、ちよつと、今の段階ですと、そこまで一足飛びに行くというのはなかなか現状の日本の労使慣行等々からすると難

しいのではないかとということで、少し将来の課題にさせていたいただいているということでございませう。

○足立委員 ありがとうございます。よくわかりました。

もう時間が来ましたので終わりますが、今、委員の一部の方から、事業主も払うんだぞ、こういう何か不規則発言がありました。今回できる制度で、追加の掛金拠出も可能になる、こういう制度もあります。私の事務所は、できるだけ従業員というかスタッフの意見も聞いて、可能であればその追加の拠出も含めて従業員の福利を考えていくことをお誓い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 維新の党の浦野靖人です。

相変わらずお騒がせをしております、足立さんがですけれどもね。

最近、ちよつと個人的に非常に腹立たしいことが起こりまして、その怒りがおさまっていないわけですけれども。

今、足立さんが従業員の話をしました。これは、私も足立さんと同じように、わからないことがあつたら高橋さんによく聞くんですけども、私たち国会議員も個人型のは入れるということなんですかね。ちよつと質問通告していませんけれども。

○香取政府参考人 国会議員の方は、会社とかをやっておられる方は二号になっている方がいらつしやるので、それはちよつとあれですが、ほとんどの方は国民年金一号被保険者でいらつしやると思っております、現在でも個人型の確定拠出年金に加入することができます。

○浦野委員 であるなら、やはり、この法案を通過しようと言っている与党の皆さんは、自分たちが推し進めるこれに入った方がいいんじゃないかと思つたりもするんです。それは選択の自由があるんです、これ以上は申し上げませんけれども、

本当にいい制度であれば、選択肢として我々の立場にある人間も選べばいいんじゃないかなというふうに、それは率直に思います。

質問に入りたいと思います。

今回の法案で、事業主に継続投資教育の努力義務というのを課して、今までは配慮義務を課していたんですね、それを今度努力義務とするということなんですけれども、この点について、今まで認識している問題点ももちろんあるからこそこういうふうに変えるわけですから、その点のところを少しお聞かせいただきたいと思つています。

○香取政府参考人 今の御質問は、継続投資教育というふう到我々が御説明している部分のことだと思つています。

確定拠出は、既にもう御案内と思つていますが、企業側が商品を提供して、その中から御本人が選択をして、選択したその商品に企業が掛金を払い込んで積み立てていくという制度になりますので、いわば御本人が選択をする、御本人一人一人の勘定が立つというのが確定拠出なので、選択をするために必要な情報提供をする、リテラシーを上げるための情報提供をするということが事業主側の一つの義務になっていきます。これを投資教育と呼んでおります。

制度を始めるときには当然これはやっていたらいいわけで、これは現在でも努力義務になっておりまして、当然、始めるときはほぼ一〇〇%の企業の方がそれをやって、その上で従業員が選ぶという形になっております。

他方で、当然、経済環境も変わりますし、新しい商品もできてくる、労使合意で商品が追加されるということがありますので、途中で変えることができる。これは当然、本人が選んでいますので、変えることができる。法律上は、少なくとも三カ月には一度は変えることができるように配慮しなさいと書いてあります。そうしますと、最初だけではなくて、その後についても必要な情報を継続的に従業員に提供するということが恐らく望ましいということになります。

この部分は現在では配慮義務と書いてありまして、現実には六割程度の企業の方はやってもらえますが、一〇〇%ではないということで、この部分については、年齢がいけば、例えば二十代で選択する商品と三十代、四十代で選択する商品は当然選択基準が変わってきますので、いわば継続的にアップ・ツー・デートな情報を提供することができるよう義務を強化するという意味で、今六〇%程度のところについても、当初と同様にきちんとやっていたらこうということ、ある程度義務を強化するという趣旨で今回のこの部分の制度改正をするということをお願いしているということでございます。

○浦野委員 もちろん、こういうことを事業主がやろうとすれば、僕がちよつと気になつていのは、費用負担とかがどれだけ発生するか。全くなしてやれるというのはちよつと思わないですし、少々やはり費用がかかるんじゃないか。それもあつて、配慮義務だし費用もかかるからやらないという企業もあつたのかなと思うんですけども、その費用負担の部分については、努力義務になることによつてやつかないといかない会社もたくさん出てきますから、そこら辺は何か手当てを考へるんですか。

○香取政府参考人 お話のように、企業の側にそういう配慮をお願いするということになりますので、その意味では、一定のコストなり事務負担が企業側には発生するということになります。

できるだけ主体的にこういった継続的な投資教育に取り組んでいただけるように、実はこの部分については各企業はいろいろな工夫をされておりますので、要するに従業員への情報提供ということですので、工夫をされておりますので、そういったいろいろな工夫を好事例として紹介していくということ、特にこれは企業年金連合会がこういふお手伝いをさせていたただいておりますので、そういった機関を中心にそういった好事例の紹介をするということ。

あと、今申し上げました企業年金連合会がこの

投資教育の部分についていわば委託をする。簡単に言いますと、一社一社でやると大変なので共同でそういった投資教育の場を設ける、そういった場を企業年金連合会等が受託をして行う。

今でも事務処理機関に、金融機関に委託することはもちろんできるんですけども、自分の金融機関と隣の金融機関と違うとか、そういうのがありますので、そういった共同でやるような形で企業年金連合会がまとめて請け負うというように形が今度できるようにということで、そういった形で、できるだけアウトソーシングといいますが、共同で実施をするような形で事務負担の軽減を図るといことも今回あわせてやっていきたい。

全体として、これは企業にとっても従業員にとっても、中長期的にはきちんとした投資判断ができて適切な運用商品の選択ができるということでは両者にとって好ましいことですので、できるだけそういう形で中小企業等でもできるような支援を講じてまいりたいと思っております。

○浦野委員 これまでの委員の質問の中にもありました、元本確保型の商品についての話ですね。これは、多様な商品を提供できるようにという措置の中で、今までは提供義務を課していたのを廃止するという事です。

議論の中でいろいろと説明をされていたので大体的にみだめていきますけれども、要は、事業主、これを利用する皆さんが、それも含めて自分たちの意思で選択できるようにするという事です。

○香取政府参考人 先ほど足立先生にも御答弁申し上げましたが、考え方は、必ずそれを一つ入れなさいといういわば公的な規制をかけるというやり方はちょっと過剰規制だろう、それは、入れる入れないも含めて、基本的には労使の御判断で決めてください。私どもとしては、法律制定当初の解説書等にもありますが、リスク・リターン特性の違う、いわば違いのある三つの商品、少なくとも三つ以上の商品を示してその中から選択をする、そのルールを決めて、あとは労使で決めて

くださいというのが今回の考え方。

なので、当然、労使の合意で元本保証型を入れる、あるいは元本保証型を例えば二つ三つ並べるというのは当事者の判断でできるということ、先ほど申し上げましたが、今既に選択されている企業からそれを外させるということではありませんが、今あるものについては当然選択された方がいらっしやるわけなので、除外についてはかなり実際厳しい手続がありますので、そこは、これから選択するという人について、そういう、労使合意にお任せをするというルールをつくりたいということでございます。

○浦野委員 元本確保型の商品に絡んで、デフォルト商品の運用方法についてという項目がありますね。これも今回、法律上の定めをいろいろやり直すけれども、この理由についてちょっと説明をお願いします。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。デフォルトといいますが、これは、ちゃんと御説明しますが、申し上げたように、確定拠出は加入者が商品を選ぶということになっていきますので、幾つかあるものの中から選んでいただく。選んでいただく前提として、企業側がきちんと投資教育を行う、あるいは、運用商品の提示についていろいろな規制がございますけれども、そういったものもきちんとしまして、選択しやすい環境をつくるということになるわけですが、それでも最終的に選択をされない、これは、しない、されない、できない、いろいろな理由がありますが、選択をしないという方がいらっしやいます。

そうすると、そういった方については運用ができませんので、言ってみれば当座預金みたいなところにずっとお金がたまってしまふことになりま。御案内のように、当座預金は口座管理手数料がかかかりますので、いわば目減りをしてしまふということになりますので、そういった方の場合には、あらかじめ指定した運用方法としての労使の合意で決めておきまして、選択されない方はそこに行きますよという形をつくるということに

なっております。

実は、これについては今までは法令上の規定が整備されておきませんで、いわば通知で、デフォルト商品についてはこういう運用の仕方をしてくださいということ、通知レベルで私ども御指導申し上げていたわけですが、今回、これについてきちんとして、運用方法の内容の周知でありますとかそういう選択について法令上の規定を整備しまして、手続上も整備しまして、きちんとそういったデフォルト商品についてのルールを法律上定めるといことをいたしたいということでございます。

○浦野委員 もちろん、デフォルト商品は、今説明されたように、やはり安定性が一番確保されないといけないということで、元本確保型が九八・三%と、ほとんど確保型になっていきますよね。だからこそ、選べないとか、いろいろな理由で選ばなかった人はこれをという形になっているんだと思えます。

それは、逆に、欠損しないように、安定的な運用ができるようにということだとは思っていただいても、そういったいろいろな商品が事業主に提供していく年金の運営管理機関、これは主務大臣への登録制ということで、今現在百九十何個あったと思うんですけども、これも、選定をする場合に、五年に一回でしたか、もう一回ちゃんと見直しをして、自分のところがやってもらっている機関が大丈夫かどうかというのをちゃんと選定していただきたいという、事業主に対する努力義務規定というのができましたよね。

私、もちろん、自分たちの年金を守るための自己防衛も含めて、それはやるべきだとは思っていただいても、でも、例えば中小企業の方々からすれば、主務大臣にちゃんと登録されている、それが言うたら信頼の裏書きになっているわけですから、登録している企業だったら大丈夫だろうと多分思うんですね。だから、僕は、それだったらやはり国も登録企業をきっちりと、一定の評価を国がちゃんとしてあげて、事業主に対して、この企

業はちゃんと運用もやっていますよというお墨つきを定期的にちゃんとやってあげたいんじゃないかと思うんですけども、その点についてはどう思われますか。

○香取政府参考人 運営管理機関でございますが、運営管理機関は、今先生お話をいたしましたように、企業と契約を結ぶ委託を受けて、商品をお示しし、選択していただいて、掛金をお預かりして運用する、まさにそういった実務をやっている、多くは金融機関ということになるわけですが、ありましたように、定期的に見直しをするということになっていくんですが、日本の企業型の確定拠出を見ますと、運営管理機関の変更というのは実際にはほとんど行われていないというのが実態でございます。

商品選定についても、実は、実施企業、それから運営機関のほとんどを占めている金融機関との、企業の取引関係なんかで大体決まってしまうというケースが多くて、そうしますと、例えば商品の内容、日々いろいろな、年々新しい商品ができるので商品の差しかえがあたりするわけですが、その内容でありますとか、当然運用の手数料もかかるわけなので、そういった面でも、必ずしも加入者といえますか基金側にとって最適な選択がされているかどうかというの実はちょっと問題があるのではないかと、これは審議会等でも御指摘をいただいでいて、最初に会社の取引関係で決まった金融機関でずっと続いているというようなことがある。

今回は、そういったことも踏まえて、労使双方で運営管理業務の委託の実態を見えきちんと評価をして見直しをするように、それで加入者の利益を最大限に優先した判断ができるようにということが今回の趣旨でございます。お話をいたしましたように、運営管理機関につきましては、私も厚労省と金融庁に御登録の申請をいただいで、私どもが業務体制を審査した上で、問題ないということであれば登録をするということになりますので、その意味では、登録制ではあ

りますけれども、一応、私どもの方で一種お墨つきを与えているようなことになってございます。そういうことでございまして、私どもとしても、運営管理機関につきましては、確定拠出年金法の規定に基づきまして、事業年度ごとに業務の状況についての報告書というのを出していただいております。その状況を継続的に把握いたしました。業務上の問題等がある場合には指導を行う、場合によってはいろいろな報告徴取もできるという規定も一応用意されております。

今回、企業側にもこういった形で努力義務を課すということになりますし、これから確定拠出の普及拡大をしていきますと運営管理機関の業務範囲も拡大していくことになりまして、私どもとしても、今回の法律改正にあわせて、私どもが今持つておりますさまざまな権限をきちんと使って、業務の適正な遂行ができますように、特にこれは金融庁さんと協力をしながらやるということになります。きちんと今後の対応を図るよう具体的に準備を進めてまいりたいと思っております。

○浦野委員　ここで一番気になるのは、運用実績なんかはやはり気になりますよ。

実際、今どんな状況になっているのかというのを、私、資料でいただいていますけれども、もしよろしければ、局長の方から大体の説明をしていただけたら。

○香取政府参考人　確定拠出でよろしいですか。

(浦野委員「D.Cの利回り」と呼ぶ)

D.Cにつきましては、これは制度創設からずっと、十数年たちますが、順調に増加しております。二十五年末段階で資産残高が約八・六兆円でございます。

現在の運用の資産配分を見ますと、先ほどからお話が出ております、いわゆる預貯金等の元本確保型が大体六割、その残りは投資信託等の有価証券ということになります。

運用実績なんですが、実は、全体の四五％が運用利回り一％以下ということになってございま

す。他方で、一〇％を超えるものが八％になっているということですが、実はちょっと両極端に振れているという実態があります。

企業は、当初、制度を導入するときに、その掛金水準、確定拠出なので掛金が決まるわけなんですけれども、当然、D.Bと違って、最終的な給付から逆算して保険料が決まるわけではないわけですが、確定拠出ではあります。一応、ある程度最終的に給付する水準を想定して掛金を設定しているわけですね。その場合、各企業、これは設定している場合もしていない場合もありますが、一応、想定利回りを頭に置いて、それを前提に掛金水準を決めるとやっております。

今、各企業、各基金を見ますと大体二％ぐらいで設定をしているということになります。平均すると二％を超えているところもあります。平均を上げたように、一％以下の運用構成のものが四五％あるということになります。実は、当初想定したような給付水準に達しないということになります。

この大きな原因の一つは、やはり、いわゆる元本保証型、要するに定期預金で運用している場合がかなり多いということ。定期預金の利率は御案内のように一％以下ということになります。で、その意味でいいますと、元本保証型といいますが定期預金の構成比率が高いと、全体としては想定利回りに達しない。現実にはそういうことが起こっている。

これまでのように、ずっとデフレが続いて、物価がそもそもゼロとかマイナスであれば、ちょっとでも利息がついていけばプラスになるわけですが、例えば物価が二％で動くということになります。定期預金一％で十年、十五年回しますと、実は、名目額は割れていって、運用負けをして元本割れをする、目減りをするということにもなります。そういうことも含めてよく労使で判断をいただいて、運用の提示をする商品の選択、あるいは個人加入者の選択というものを

ことを通じて全体の運用の改善を図っていくということが多分求められるのではないかと思っております。

○浦野委員　今の答弁は、要は、元本確保型を今まで義務づけていたこともあるし、デフォルト商品として指定したこともあったので、やはり非常に割合がふえてしまっただけで、それを利回りがもつといいものに回してもらえないように回してもらえないように今回の改正をするのかなと私なんかは感じたんですけれども。

午前中に、長妻委員の質問の中で、まさかそういうふうな運用させるためにこれをやるんじゃないかなという質問もありましたけれども、損をしようという、元本確保でも元本割れしてしまう事態もあるわけだから、運用実績として、私は、一〇％以上の利回りがあるのが構成比でいったら八％近くあるというのは、結構すごいな。そのほかでも、大体、細かい数字になりますけれども、二から三％でも八・四とか、一から二％でも八・九、結構運用実績が出ている部分もあるんですよ。だから、そういったところに自然と、選択した結果そっちに流れていくようにするんだらうなというふうな今回の改正で個人は思っています。

これは、そうなんですというふうな大臣は言えないかもしれないですけども、これから確定拠出年金、国が目指している方向性というのをもう一度お聞かせ願えたらなと思っておりますので、大臣、よろしくお願いをいたします。

○塩崎國務大臣　先ほどの足立先生の議論の中で、公助、自助、互助というのがありました。先ほど申し上げましたように、この確定拠出年金というのは、やはり自助努力の支援をするということ。より人生の将来像に安心感が持てるように、その仕組みではないかというふうな思うわけでありまして。

今回、一号被保険者、二号被保険者、三号、いろいろおられて、今まで確定拠出年金ができなかった例えば公務員であるとか三号被保険者とか、その他いろいろありますが、できる限りみず

からの選択でもつてみずからの老後の所得を保障できるようにしよう、こういうことで制度を拡充しようということであるわけでありまして。

加入者の年金資産をどう運用していくことが望ましいのかという観点も今お尋ねの中にあったかと思うわけでありまして、やはり長期の観点から、物価変動などをちゃんと織り込んで対応しつつ、将来における十分な年金給付の確保が可能になるように運用されるということが当然のことながら望ましいわけでありまして、このため、確定拠出年金における運用においては、異なるリスク・リターン特性を持つ運用商品でできる限り適切に組み合わせる、いわゆる分散投資というものをを行うことにより、リスクの軽減と安定的なリターンとをバランスをとっていくことが重要だということに思っております。

このような観点も踏まえて、今回の改正におきましては、運用商品の提示に関する規制の見直しとか投資教育の充実など、加入者がみずから運用商品の選択をしやすい環境整備、そのことが、言ってみれば、自助努力のお手伝いを国がしながら、自分の道を選ぶようにするための担保措置をするということだと思っております。

こうした環境の整備を通じて、加入者が長期にわたる安全かつ効率的な運用をそれぞれ行っており、老後に向けた安定的な年金資産形成を行うことができるように支援していくというのが確定拠出型年金のあるべき姿かなというふうな思うところでございまして。

○浦野委員　ありがとございます。

もう少し時間がありますので、来週の水曜日、年金の問題を集中審議する予定になっておりますけれども、もう既に党のバッターが決まっておりますので、私、質問に立てませんので、ここでちょっとだけ言っておきたいことを言わせていただきます。

きょう、これから、この後に中間報告が出てきます。その中間報告の中身というのがどういのかというのは非常に興味がありますし、それを

受けての集中審議ですので恐らく充実した審議になるとは思いますが、よく責任問題が言われます。もちろん、大臣も、厚生労働省全体として責任があるという事はもう既にお認めになっておりますし、機構の皆さんも、理事長を初め、責任があるという事はもう明言をされております。

私は、この対策にかかった費用がどういふふうにして捻出されるのかというのは非常に問題意識を持っていて、もちろん、今どう思っているかわからないです、今どう思っているかわからないですけれども、もしかしらたら税から充当していくということに普通はなってしまうだろうと勝手に想像するわけですね。

でも、私は、このことについての対応で今トータルで費用がどれくらいかかっているかというのが、まだそれはきつちりとわからないですけれども、その費用は、やはりなるべく機構の皆さんに負担をしていただくべきというのが筋だと思っています。

もちろん、機構の役職の方々が給料をカットする、報酬を返納する、そういった取り組みはされるでしょうし、しなければいけません。さらに、全員が全員、要は、人為的ミスを起こすようなそういう寝ぼけた人ばかり、職員が全員そういう人じゃないというのはいくらもわかっています。でも、やはり自分たちの身に火の粉がかからないと、そういう危機感というのは改まらないと思うんですね。

私は、だから、機構全体で給与をカットしていただいて、そのカットしていただいた給与で今回の対策費に充てていただくというのを最低限していただかないとだめじゃないか。機構の役職についている人たちだけじゃなくて、やはり全体で給与をカットして費用に充てていただく、そういうことをしていただかないと僕はだめだと思っていますけれども、もしそのことについてお言葉があるのであれば、大臣。

○塩崎国務大臣 これは何度も申し上げておるよ

うに、厚生労働省も私を含め、そしてまた年金機構も水島理事長を含め、今回の事案についてけじめをつけなきゃいけないという事は、もう申し上げてきたとおりであります。それは、年金機構法にありましような、私ども厚生労働省にとつてはしかるべき監督と、そしてまた機構の側にとつては、厚生労働省との連携の中で事業を適正にやるといふことについて結果責任を負うということだと思っております。

今、機構の方々、職員も負担をすべきだということですが、貴重な御意見としてしかと受けとめて、また今後考えてまいりたいというふうに思っています。

○浦野委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは、法案のみでお願いをいたします。

日本再興戦略二〇一四においては、「豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」という文脈の中で確定拠出年金について語っております。

資料の一枚目に「年金制度の体系」をつけておきました。いわゆる三階部分と言われる企業年金は、確定給付企業年金、DB、厚生年金基金を合わせて今八千四百兆五千億円あると聞いております。また、確定拠出年金、DCが八兆六千億円、このうち個人型DCは九千億円と聞いております。国民年金基金三兆六千億円と合わせれば百兆円の市場が今現実にある。GPIFの積立金残高が百四十兆円、世界最大の機関投資家と言われることと比べても、まさに豊富な資産であり、しかし、今まだないところが随分あるわけですね。三階部分がないところ、それどころか、一階の国民年金しかないところにも拡大をしようというわけですから、まさに巨大なマーケットと言えるのではないかと考えております。

そこで、「改正法案の最大の注目点は、個人型DCの加入対象者を拡大し、基本的には公的年金

の加入者全てが確定拠出年金の加入対象者となることである。これはみずほ総研の言葉なんです。大臣は、この点、どのような認識を持たれていらっしゃるでしょうか。

○塩崎国務大臣 今回御審議をいただいております法案は、いわゆるライフコースとか、あるいは働き方の多様化が進む中で、企業年金の普及拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、確定拠出年金等の法改正を行う、こういうものだと思っております。

特に、公的年金の給付と相まって国民の老後所得の保障を図る観点から、先ほど来いろいろ出ておりますけれども、私的年金の加入率向上を図ることが重要だということを考えておまして、その観点から見れば、個人型の確定拠出年金の加入対象者の拡大は一つの大きな柱であるというふうに認識をしております。

今回の法改正によりまして、結果として資産運用の活性化につながる可能性もあるわけですが、普及拡大や老後に向けた継続的な自助努力の支援、繰り返して申し上げてまいりましたけれども、この自助努力の支援を目的としたものでござい

○高橋千鶴子委員 公的年金と相まってとか自助努力の支援、これは私が先ほど読み上げた再興戦略の中の文脈に出てくるわけで、一つ一つこれは後で議論していきたいんですが、一つの大きな柱だとおっしゃいました。

ですから、先ほど来議論があつて、四千万人の対象者が今現時点でいる中で、わずか〇・五％。それを、全ての、今のこの「年金制度の体系」にある六千七百二十万人をターゲットにして、〇・五％がです、するということが可能になるわけですね。そういう点での、大きな柱ということをおっしゃられましたけれども、巨大なマーケットが開かれるということだと思っております。

この確定拠出年金制度が始まったのは二〇〇〇年です。私は二〇一〇年の法改正のときにも質問しているんですけども、その直前に、年次改革要望書の中でアメリカが、DCへの拠出を労働者にもと望望をしておる。そのときも既にこのような話をしましたけれども、結局、先ほど足立委員がアメリカの陰謀だと言っているとか言っているわけですが、陰謀ではなくて、表から、正面からアメリカが要望して、結果としてそうなっているということをあえて指摘をしておきたいと思っております。

私がそのとき指摘をしたのは、企業が責任を持たなくても済む確定拠出年金にまさか一本化しちゃうなんてことはありませぬよ。そうだと云ったんじゃないですよ、ありませんよ。そのことを聞いた。そのとき民主党政権でございました。藤村副大臣が、いや、そんなことはまずないと強調されて、確定給付型の企業年金が依然として中心的役割を果たしている」と答弁をされたわけ

しかし、めぐっていただきたいと思うんですが、二〇一〇年ですけれども、もう五年たつていますけれども、それ以降、DBは下り坂になつていまして、今や四千四百三十四規約、加入者五百五万人に伸びているわけがあります。

そこで伺いますが、今回は、百人以下の小規模企業を対象にした簡易型DCの創設、また個人型DCに対して小規模事業主が掛金を納付する、そういう制度を創設するわけですね。これでまたさらにどのくらいの伸びを見込んでいらっしゃるでしょうか。

○香取政府参考人 二十三年以降、今のお話で、確定給付型の企業年金の加入者は減少傾向にあるわけなんです、特に中小企業の企業年金の実施割合は低下してきているということ、実は中小企業、規模の小さい企業が企業年金を持ち切れなくなつて、あるいは新しくつくるのが困

難になつてゐるというのが恐らく現状ではないかと思つております。

その意味で、できるだけ中小企業の方々にも三階部分を保障するという意味で、企業年金を普及していく、拡大していくということは、多分この措置はとても重要なんだらうと思つております。

今回、百人以下の小規模企業については、いわゆる簡易型という、手続を簡素化した確定拠出型を用意する、あるいは、それでもできないさらに小さいところについては、従業員が入つてゐる個人型の確定拠出に対して事業主がいわば合わせて拠出をするという形で、いわゆるマッチングの逆のような形になりますが、従業員個人個人の自助努力を企業が個別に支援するような小規模事業主掛金納付制度というものをおつくりして、支援をしたいというふうにおつております。

今回の制度をつくることで、できるだけ多くの中小企業で三階部分ができるようにということと御支援したいと思つておりますけれども、もともと、今減少傾向にあるということもありまして、個人型は、先ほどの答弁で申し上げていますが、非常にまだ加入割合が少ないということ、もう一つは、そもそも任意の制度だということもありませんので、何か目標を立てるとか、あるいは、ここまで持つてくるといふような数量目標というものを用意してやるということは、なかなか行政としては難しいと思つておりました。できるだけ多くの中小企業がつくれるように御支援を申し上げる、基本的にはそういう方針で臨みたいと思つております。

○高橋(千)委員 目標はなかなか言えないとお答えでした。

現実には、今、中小企業が、企業年金どころか退職金もそもそも制度として持つていない、そういうところに、こうしたDCに一定の掛金を若干出すことによつて、あるいは簡素な制度にすることによつて、それが、今までなかったものがふえていくということだつたらとてもいいなと思つていすけれども、もともと力のある、DBをやつてい

るような企業が、いやいや、うちも簡素な方でお願いよ、そういうことを別に狙つてゐるわけではないですよ。ただ、そういう議論もあつたと思つていますが、いかがでしょうか。

○香取政府参考人 DB、DCに關しては、本日の御答弁の中でも申し上げておりましたが、私どもとして、例えばDCに移行させる、あるいはDBを維持するといふような考え方には基本的に立つておられませんで、それぞれの企業の労使の御判断でやつていただくということになります。

ただ、制度設計の特性として、DBは、給付が決まつて掛金がそれ変動するという仕掛けになりますので、いわば事後的な経済変動ですとかあるいは平均寿命の伸びでありますとか、そういった社会経済変動が全て掛金に反映されるということになりますので、企業は責任を持ちますが、企業もかなり大きいリスクを負うことになります。

特に、今の企業会計基準ですと、例えば運用利回りが、予想利回りが下がると、その分、足元で債務認識をしないといけないことになりまして、非常に企業会計に与える影響が大きいので、DBに關して言つて、かなり体力のある企業でない限り、現実問題、維持できなくなるといふことがございます。これは今回の法律改正の中には出てまいりませんが、DB。

他方、DCは、個人が自分の責任で掛けていく、企業はそれを支援するという制度ですので、先ほどの御質問にもありましたが、個人個人の給付はある程度保証されるわけですが、責任も個人が持つていくことになりまして。

今、これは審議会の議論や政府、党等の方針というものがあつて、DBとDCのいわば中間型のような、ハイブリッドのような新しい制度を用意するとか、いろいろな形で、リスクを分散するような形でつくりやすいものをつくつていくという形で、DB、DC、それぞれの制度設計を生かしながら新しいそういった形をつくつていく、そういった形で全体として上げていくということを考えていますので、DBからDCに移行させる

ためにDCをつくりやすくするというような趣旨で私も臨んでゐるということではございませぬ。

○高橋(千)委員 企業の側にとつては結構リスクが大きいからということと少し置きかえが進むのかなという懸念を持つて、あえて指摘をさせていだきました。

新しい制度の議論がもう始まつてゐるわけですよ。今おつしやつたハイブリッドの問題なんかじゃないかみたいな議論があつたりとか、いわゆる確定給付だけれども、将来、JALのように約束した年金を割ることもそれはあつても仕方がないんじゃないかとか、そういう議論は既に始まつてゐるわけですよ。そのことに対して非常に懸念を持つておるわけでありまして、これはまたそういう機会に議論していきたいと思つておられます。

そこで、厚生年金基金の特例解散を認める法改正、二〇一三年に行いました。現在の基金数、解散や代行返上がどのようになつたのか、また、この一連のてんまつをどのように見ているのか、伺います。

○香取政府参考人 厚生年金基金につきまして、二十六年四月から、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、一昨年の法改正で、基本的には制度を置く方向になつてございます。

二十五年末、二十六年三月時点で五百三十一基金が、法施行直前の段階ですね、存在しておりました。二十七年七月末現在で百十五の基金が解散をいたしました。二十一基金が代行返上いたしました。代行部分を返上して、残りの資金で確定給付型の企業年金に移行してございます。

残り三百九十七のうち、かなりの部分は基本的には代議員会等で解散または代行返上の方向に向けた議決を行つておりました。基本的には解散、代行返上の方向で動いております。一部、存続を予定してゐる、あるいは、まだ方針が未定という

ところも若干残つてございますけれども、全体としては、基本的には五年間の期間の中で解散ないしは代行返上で他の企業年金に移行するという方向で動いてゐる。

その意味では、法律改正の後、順調にという言ひ方も変ですが、法律の想定どおりに、少しずつ、基金はそれぞれ身の振り方を決めておられるということだと思つております。

○高橋(千)委員 この質問をしたときにちょうど香取局長もまた答弁をしてゐるわけですから、私も、実は、これは特例解散ということと、去るも地獄、残るも地獄の状態だつたわけですよ、実際には。

私が取り上げた二つの基金などは、本当に景気が悪化して行く中で、どんどんどんどん抜ける方が多くなつていく、そうすると、残つたところに積立金の準備の分がござつたかかつてきて、給料よりも多く払わなきゃいけない、だから、返すためには一括して返さなきゃいけない、これは大変だといふふうな議論があつたわけ、それで三十年かけて返していこうという特例制度をつくつただけけれども、この資料の三枚目を見ていただくと、特例解散基金数、二十六年度で二十八、その後四と四くらい、この程度しか実際はない。

局長は今、一応順調にとおつしやつたけれども、思つたよりも特例を使わずに代行返上なり、あるいは存続、要するに一定余力があつて存続をしてゐるところがあつたと思つてゐるわけですね。

やはりそれは、私があのとときのてんまつをどう見ているかと伺つたのは、何であのとときあれほど大変なことになつたのか。発端はA I Jの投資顧問問題が大きくクローズアップされた結果だつたんですけれども、結局、責任準備金を積まなければならぬ、国際会計基準である程度余力がなければならぬ、なぜ足りないのかというときに、予定金利を五・五%に積み重ねれば絶対その準備金は足りないことになつてゐる。絶対無理なのに、今の金利が非常に低金利であるにもかかわらず、

やっていますというふうなことを見せかけたというのがA I Jの問題であった。そして、A I Jにかかっている厚生年金基金もそういう目標を持たざるを得なかった。だから、現実と実態の乖離が激しくあつたわけですね。

そのことをわかつていながら、打つ手がなくて放置をした、その責任はきちんと認めなければならぬと思うんです。そうじゃないですか。

○香取政府参考人 この御議論は二年前の法案のときに高橋先生としたかと思うんですが、基本的には、予定運用利回りをどのように設定するかというのには代議員会の決議で規定をする、例えば五・五、あるいはその昔であれば四・六とか七・幾つという時代もありましたが、そういった数字を時々の状況に合わせて基金の中できちんとお決めたことだということがきちんとできなかったというところで、それは、基本的には、私どもは、労使の合意で運用される基金ですから基金の責任だということですね、きちんと指導ができたかどうかということであれば、私どもも幾つかの反省点はあつたのではないかとするような趣旨の御答弁を申し上げたかと思ひます。

今回、今お話のあつた特例解散、先ほども申し上げた数字を申し上げますが、特例解散が三十六で解散基金が百十五ですから、二割強ぐらいが特例解散を使っているわけですが、法律が通つてから、現在、基金はそれぞれ解散なりあるいは代行返上して移行する手続をとっておりますけれども、やはりこの間、安倍政権になりましたアベノミクスの効果がありまして、株価あるいは債券も含めて、厚生年金基金が持つておられた資産がかなり財政状況がよくなつてきているということもありまして、実は、解散時点が必要になつてきまして、いわば責任準備金との乖離がかなり小さくなつていて、あの当時代行割れをしていいたといった基金でも、かなりの部分、代行返上が可能なる形になつてきているということで、この間の経済状況の好転というのが今の状況に結果的には少しプラスになつていないかと思ひます。

先ほど順調にと申し上げましたのは、最終的に解散したのは百十五ですが、一応、解散の内諾までとれているところ、あるいは代行返上の内諾がとれているところが全体で四百、三百九十七ございますので、その意味では、基本的には、基金としては今後の方向性については方向が見えてきていて、あとはいろいろな形で具体的な手続をとる段階に入つていくという意味で、何といひますか、順調にと言つておつと、日本語は難しいんですけど、着々と前に進んでいるということではないかと思ひます。思ひのほか時間が足りなくなつて今困つておられるんですけれども、なので、今、この問題はあと一つだけ、確認を答えていただければありがたいかと思ひます。

結局、瞬間的にアベノミクスで状況もよくなつた、好転した、その際に解散しちゃつた方が後々楽よねという判断もあつたと思ひます。結局、でも、その後政府が検討していたのは、厚生年金基金の受け皿はDCなんだと思ひていたわけですね、そのことについては思ひのほか進んでいないか、把握もされていらないかということですね。

これはやはり、かなり痛い目に遭つたからまたリスクをとつて運用云々というのはなかなか厳しいなというのが現実なんじゃないかと思ひます。○香取政府参考人 済みません。では、ちよつと数字だけ申し上げます。先ほど、百三十六基金の解散を申し上げました。が、解散基金のうち、上乗せ部分を持つて解散した基金は百ございませぬ。このうち二十二は、先ほど申し上げましたように、確定給付型の基金に移行しました。基金を構成する企業、総合型が多かつたので複数の企業が入つておられるわけですね、基金の中の一部の事業所が確定給付型に移行する基金あるいは移行を予定している基金が六十一、加入者への分配を予定している、分配することについては解散することになります。

これが九、検討中が八ということになりますので、その意味では、何らかの形で、残つた資金を使つて他の企業年金に移行している、あるいは移行する予定のところというのが大半を占めるという状態ではないかと思ひます。○高橋(千)委員 ですから、DCが受け皿ではなかつたということを確認をしたかたんです。当然です、基金の中には、一定規模があつて、余力があつてDBに移れた、そういうところもあつたということも踏まえて質問しております。これは、ちよつと問いがまだいっぱい残つておりますので、これは指摘にとどめたいと思ひます。そこで、少し飛ばします。

日本証券業協会などは投資アドバイザーを導入すべきだと言つておられるわけですね。これは、特定の金融商品を勧めることは金融商品取引法で言うところの投資助言に当たるし、確定拠出年金法の百条の違反にもなると思ひます。証券業協会は、いやいや、別に個別を勧めるわけじゃないんだ、アドバイスは必要なんだということをおっしゃる。政府はどう考えていますか。

○塩崎国務大臣 日本証券業協会が投資アドバイザーを導入すべきこと、こういうことを今御質問いただきましたが、確定拠出年金法におきましては、個別の商品に言及せず一般的な投資の知識を向上させるための投資教育を行うこととされておられる。一方で、加入者の不利益となる運用商品を過剰に勧めるリスクを避けるために、運営管理機関が特定の運用商品を勧奨することは禁止されているというたつておられるわけですね。

日本証券業協会が提案をしております投資アドバイザーは、確定拠出年金の運用商品について、専門知識を有する法人が加入者に対して個別の商品の選び方を提案するものと承知をしております。投資アドバイザーの導入については、特定商品の勧奨を禁止する確定拠出年金法上の規定や、金融商品取引法上の投資助言業務との関係など、整理すべき課題があり、慎重に検討する必要があります。

考えております。○高橋(千)委員 これは二〇一三年三月のDC法令の解釈通知改正のときに既に議論になつて積み残しになつたものでありますから、今後浮上してくるおそれがあるのかと思ひます。○高橋(千)委員 あとは要望にとどめませぬ。

実際にモデルとしておられる米国の投資アドバイザーは、個別商品に言及するものであるということですね、そうなるとうとうと、本当にどこに区別があるのかということがあるわけですね。つまり、本当に個人の中のいわゆる自由な投資と、今やつておられるDCやDBというのは政府が減税措置をした中での一応、一定の規制を持つておられるわけですから、それとの境目がなくなつてくるんじゃないかということをお指摘したいと思ひます。

その点でもう一つ伺いたいのは、マッチング拠出。これは前回の法改正で行つたわけなんですけれども、企業型DCというのは本来は企業が掛金を払うものなんだけれども、企業が許されている範囲、つまり、今言つた減税の範囲、残りがあつたら加入者が払つてもいいというものであります。それを、上限を撤廃するべきだという意見もございませぬ。本来、賃金の後払いである企業年金の性格を変えるものであり、これは認めるべきではないと思ひますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 いわゆるマッチング拠出は、企業年金が従業員の福祉の向上を図るものであつて、事業主拠出が基本であることから、事業主の掛金負担が従業員に転嫁をされて従業員拠出が基本となることがないように、事業主の拠出を超えて従業員が追加で拠出することができない仕組みとしておられます。

マッチング拠出の規制につきましては、社会保障審議会の企業年金部会におきまして、規制の存廃についてさまざまな意見があり、今後の検討課題と整理をされておられます、厚生労働省としては、こうした整理を踏まえながら、引き続き議論を行つていく必要があると思ひます。○高橋(千)委員 あとは要望にとどめませぬ。

これで終わりますけれども、この審議会の中で、全銀協が上限を撤廃すべきだと言っていることに對して質問が出て、極端な話で、事業主が千円で従業員が五万円、こんなことだつて認めるんですかというのに対して、結果として、イエスですと答えているわけなんです。そうすると、事業主の負担が限りなく少なくなつて、リスクを従業員が負うということだつてありなんだという議論が現実にされている。

やはりこれは、大臣の答弁の中にもあつたと思うんですが、もともとなぜ不可にしたのかということをやちゃんと踏まえないと、これでは、本人の拠出を任意として、その運用方法までみずから選択しちゃうとなつたら、貯蓄とどこが違うんだということになつちゃつて、全く境目がなくなつてしまふという点で、やはりこれはきちんと分けるべきだということを指摘したいと思ひます。

最初にお話をした公的年金との関係について質問する予定でしたが、全く時間がなくなりましたので、次の機会にしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次回は、来る二十六日水曜日午前九時十五分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

第一類第七号

厚生労働委員会議録第三十四号

平成二十七年八月二十一日

平成二十七年八月二十八日印刷

平成二十七年八月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P